

有価証券報告書

株式会社コスモスイニシア

東京都港区芝五丁目34番6号

(E03938)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 生産、受注及び販売の状況	10
3. 対処すべき課題	10
4. 事業等のリスク	12
5. 経営上の重要な契約等	14
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
(1) 株式の総数等	18
(2) 新株予約権等の状況	28
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	36
(4) ライツプランの内容	36
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	37
(6) 所有者別状況	39
(7) 大株主の状況	40
(8) 議決権の状況	41
(9) ストックオプション制度の内容	41
2. 自己株式の取得等の状況	42
3. 配当政策	42
4. 株価の推移	43
5. 役員の状況	44
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	45
第5 経理の状況	51
1. 連結財務諸表等	52
(1) 連結財務諸表	52
(2) その他	84
2. 財務諸表等	85
(1) 財務諸表	85
(2) 主な資産及び負債の内容	102
(3) その他	105
第6 提出会社の株式事務の概要	106
第7 提出会社の参考情報	107
1. 提出会社の親会社等の情報	107
2. その他の参考情報	107
第二部 提出会社の保証会社等の情報	108
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年6月28日
【事業年度】 第43期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】 株式会社コスモスイニシア
【英訳名】 COSMOS INITIA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高木 嘉幸
【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目34番6号
【電話番号】 (03) 5444-3220
【事務連絡者氏名】 経理部 部長 中崎 健一
【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目34番6号
【電話番号】 (03) 5444-3220
【事務連絡者氏名】 経理部 部長 中崎 健一
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）
株式会社コスモスイニシア西日本支社
（大阪市北区中崎西二丁目4番12号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高（百万円）	194,439	191,616	169,995	101,414	80,200
経常利益又は経常損失(△)（百万円）	14,692	△22,402	△7,581	701	1,398
当期純利益又は当期純損失(△)（百万円）	20,006	△88,088	25,701	234	1,334
包括利益（百万円）	—	—	—	266	1,085
純資産額（百万円）	50,095	△45,183	14,011	13,985	14,425
総資産額（百万円）	316,446	231,817	105,734	73,870	58,375
1株当たり純資産額（円）	359.69	△436.02	△2,354.25	△2,063.58	△1,544.22
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)（円）	158.17	△740.01	2,480.23	△49.01	71.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	126.12	—	752.37	—	7.74
自己資本比率（%）	15.83	△19.49	13.25	18.93	24.71
自己資本利益率（%）	41.38	—	—	1.67	9.40
株価収益率（倍）	1.93	—	0.14	—	8.42
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△50,814	2,766	54,058	18,856	9,130
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△3,602	3,510	15,332	85	24
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	60,947	△8,180	△63,235	△28,506	△17,581
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	22,188	20,241	26,423	16,860	8,437
従業員数（人） (外、平均臨時雇用者数)	3,172 (1,307)	3,275 (1,341)	448 (602)	416 (462)	397 (420)

(注) 1. 上記の金額には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第40期及び第42期につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第40期の自己資本利益率につきましては、当期純損失かつ債務超過であるため記載しておりません。第41期につきましては、期首において債務超過であるため記載しておりません。
4. 第40期及び第42期の株価収益率につきましては、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第41期において普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高（百万円）	152,029	152,157	146,511	92,988	70,037
経常利益又は経常損失(△)（百万円）	13,000	△23,551	△9,674	506	1,355
当期純利益又は当期純損失(△)（百万円）	19,372	△91,204	33,332	104	1,413
資本金（百万円）	11,964	11,964	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数（千株）	普通株式 119,782 優先株式 6,500	普通株式 119,782 優先株式 6,500	普通株式 7,978 優先株式 31,500 劣後株式 20	普通株式 9,152 優先株式 31,500 劣後株式 14	普通株式 11,639 優先株式 3,150 劣後株式 5
純資産額（百万円）	39,564	△53,972	11,871	11,672	12,440
総資産額（百万円）	301,956	219,266	98,900	64,055	48,009
1株当たり純資産額（円）	271.78	△509.42	△2,622.58	△2,316.30	△1,714.82
1株当たり配当額（円） (内1株当たり中間配当額)	普通株式 7.50 (一) 第1回A種優先株式 80.00 (一)	普通株式 — (一) 第1回A種優先株式 — (一)	普通株式 — (一) 第1種優先株式 9.30 (一) 劣後株式 — (一)	普通株式 — (一) 第1種優先株式 20.50 (一) 劣後株式 — (一)	普通株式 — (一) 第1種優先株式 195.00 (一) 劣後株式 — (一)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)（円）	152.85	△766.04	3,225.04	△64.51	79.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	122.13	—	975.73	—	8.19
自己資本比率（%）	13.10	△24.61	12.00	18.22	25.91
自己資本利益率（%）	50.49	—	—	0.89	11.72
株価収益率（倍）	2.00	—	0.11	—	7.60
配当性向（%）	4.9	—	—	—	—
従業員数（人） (外、平均臨時雇用者数)	608 (290)	632 (285)	297 (276)	261 (169)	243 (152)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第40期及び第42期につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第40期の自己資本利益率につきましては、当期純損失かつ債務超過であるため記載しておりません。第41期につきましては、期首において債務超過であるため記載しておりません。
4. 第40期及び第42期の株価収益率につきましては、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第41期において普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。
6. 第43期において第1種優先株式10株を1株に併合しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和44年6月	東京都千代田区に、資本金2百万円をもって株式会社日本リクルート映画社を設立
昭和49年2月	事業目的を不動産事業に変更し、環境開発株式会社に商号変更
昭和49年5月	宅地建物取引業者免許（東京都知事（1）第27494号）を取得し、分譲マンションの販売事業を開始
昭和52年5月	宅地建物取引業者免許（建設大臣（1）第2361号）を取得
昭和52年6月	大阪支社（現西日本支社）を設置し、近畿圏でも分譲マンションの販売事業を開始
昭和60年1月	不動産仲介事業を本格的に開始
昭和60年3月	株式会社リクルートコスモスに商号変更
昭和61年7月	日環建物株式会社を吸収合併
昭和61年10月	不動産賃貸事業を本格的に開始
昭和62年3月	当社株式を店頭登録
平成2年1月	株式会社コスモスライフ（現大和ライフネクスト株式会社）の全株式を取得し、不動産管理事業に進出
平成2年4月	株式会社コスモスマア（現連結子会社）を設立し、リフォーム等工事事業を開始
平成2年9月	一級建築士事務所を設置
平成8年4月	オーストラリア・クイーンズランド州・ブリスベン市に、Cosmos Australia Pty. Ltd.（現連結子会社）を設立し、海外事業を本格的に開始
平成10年10月	戸建住宅の販売事業を本格的に開始
平成16年12月	お客様相談窓口「コスモスホットライン」を設置
平成17年6月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成18年9月	MBO（マネジメント・バイアウト）の手法により、リクルートグループから独立
平成21年7月	株式会社コスモスイニシアに商号変更、東京都千代田区に本社移転
平成21年9月	首都圏各支社（横浜支社・北関東支社・千葉支社）を統合し、本社に集約
平成22年10月	株式会社コスモスライフの全株式を大和ハウス工業株式会社へ譲渡
平成23年1月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ（現大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード））に上場
平成23年7月	分譲マンション累計供給戸数が10万戸を突破
	東京都港区に本社移転

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、株式会社コスモスイニシア（当社）及び子会社6社並びに関連会社1社により構成されており、事業は不動産販売事業、不動産販売代理事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業、工事事業、海外事業、これらに附帯する事業を行っております。

当社グループが営む主な事業内容、各関係会社等の当該事業における位置付けなどは次のとおりであります。

なお、次の4事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントの区分と同一であります。

(1) 不動産販売事業

・不動産販売事業（当社）

当社は、「イニシアシリーズ」などの新築マンション販売、「ザ・ロアハウスシリーズ」のタウンハウス販売及び「コスモアベニューシリーズ」などの戸建住宅販売等を行っております。

・不動産販売代理事業（当社）

当社は、新築マンションの販売代理等を行っております。

(2) 不動産賃貸事業（当社）

当社は、マンション及びオフィスビルなどの転貸（サブリース）等を行っております。

(3) 不動産仲介事業（当社）

当社は、買い替えなどの中古物件需要に対応するマンションの仲介、マンション及び事業用などの土地・建物の仲介並びに不動産に関するコンサルティング等を行っております。

(4) その他事業

・工事事業（株式会社コスモスモア、関連会社1社：会社総数2社）

連結子会社の株式会社コスモスモアは、オフィス移転改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、住宅及びオフィスビルなどのリフォーム・コーディネート等を行っております。

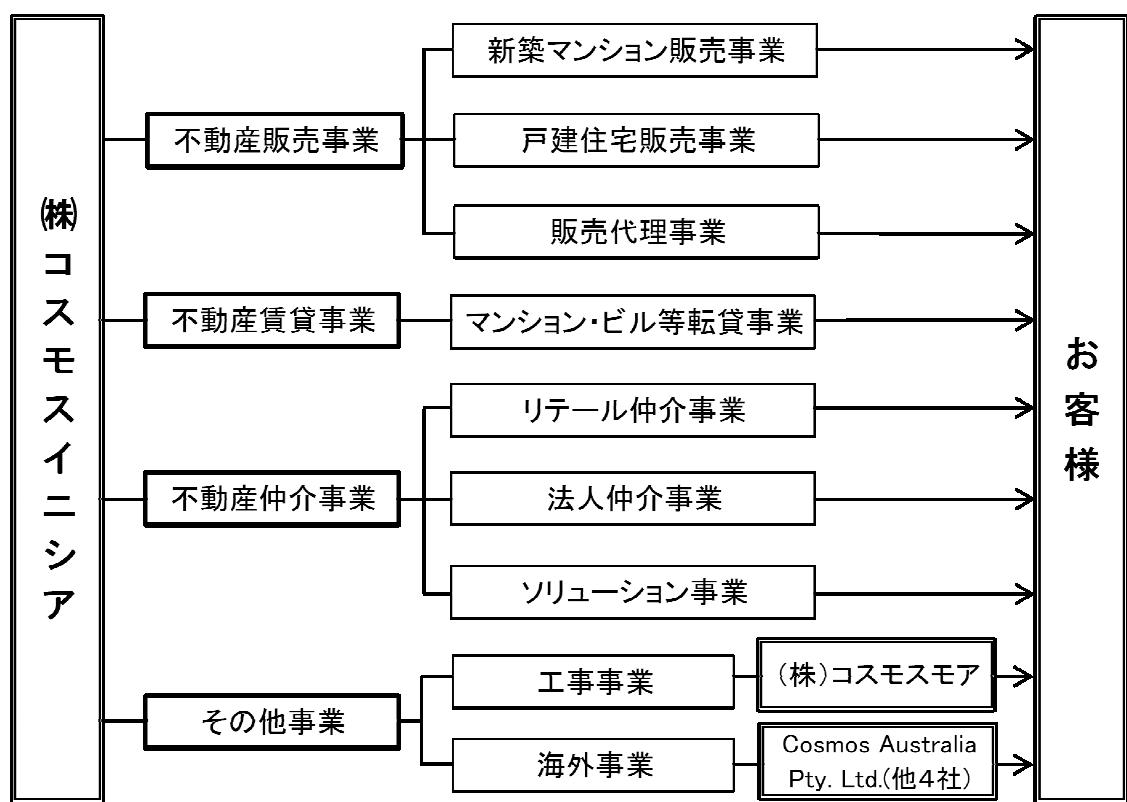
・海外事業（Cosmos Australia Pty. Ltd. 及びその子会社4社：会社総数5社）

連結子会社のCosmos Australia Pty. Ltd. 及びその子会社4社は、オーストラリア・クイーンズランド州フレーザー島（世界遺産に登録されている世界最大の砂の島）においてホテル・リゾート運営等を行っている他、オーストラリア国内における不動産関連の事業を行っております。

なお、平成23年8月26日付で、KBRV Resort Operations Pty. Ltd. が KBRV Services Pty. Ltd. の全株式を取得したため、同社を連結子会社としております。

(事業系統図)

以上の主な関係会社の事業の内容を図示すると次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼務等	取引内容	
					当社役 員(人)	当社社 員(人)	
(連結子会社)							
株式会社コスモスモア	東京都港区	90	その他事業	100	2	1	当社のマンション販売 におけるモデルルーム の設営等を行っている
Cosmos Australia Pty. Ltd. (注) 2	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 102	同上	100	1	—	なし
CA Finance Pty Ltd (注) 3	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 1	同上	100 (100)	1	—	当社は Daiwa House Australia Pty Ltd か らの借入に対して債務 保証を行っている
CA Asset Management Pty Ltd (注) 3	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 0	同上	100 (100)	1	—	なし
KBRV Resort Operations Pty. Ltd. (注) 3	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 13	同上	100 (100)	1	—	なし
KBRV Services Pty. Ltd. (注) 4	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 0	同上	100 (100)	—	—	なし

- (注) 1. 主要な事業の内容には、セグメントの名称を記載しております。
2. Cosmos Australia Pty. Ltd. は特定子会社に該当しております。また、平成23年9月30日付で、同社は13百万豪ドル(977百万円)の減資を行っております。
3. CA Finance Pty Ltd 及び CA Asset Management Pty Ltd は Cosmos Australia Pty. Ltd. の100%子会社であり、KBRV Resort Operations Pty. Ltd. は CA Asset Management Pty Ltd の100%子会社であります。
4. 平成23年8月26日付で、KBRV Resort Operations Pty. Ltd. が KBRV Services Pty. Ltd. の全株式を取得したため、同社を連結子会社としております。
5. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	136 (92)
不動産賃貸事業	27 (22)
不動産仲介事業	34 (21)
その他事業	154 (268)
全社(共通)	46 (17)
合計	397 (420)

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 2. 全社(共通)として、記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
243 (152)	36.8	12.6	6,756,147

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	136 (92)
不動産賃貸事業	27 (22)
不動産仲介事業	34 (21)
全社(共通)	46 (17)
合計	243 (152)

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。なお、兼務役員は含まれておりません。
 2. 平均年間給与(税込)は、時間外手当その他の基準外賃金及び賞与が含まれております。
 3. 全社(共通)として、記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、東日本大震災直後の落ち込みからは予想より早い回復となりましたが、その後の欧州債務危機等の影響により、円高・株安等が進み、さらにタイにおける洪水被害によるサプライチェーンの混乱など、予断を許さない環境が続きました。年初以降、円高は若干修正され、株価も持ち直してきており、復興需要による景気底上げが期待されますが、本格的な回復の見通しが立つまでには至っておりません。

分譲マンション市場におきましては、首都圏新築マンションの供給戸数は、当初震災影響による工期遅延が懸念されたものの、予想されたほどの影響はなく、ほぼ前年並みの44,499戸となりました。また、「フラット35S」や「住宅エコポイント」等の政策効果もあり、初月契約率は77.8%と前年を若干下回ったものの概ね好調に推移しました。

一方、首都圏マンション流通市場におきましては、成約価格の推移は横ばいながら、売出価格と成約価格との乖離が拡大しており、今後成約価格の低下リスクがあるものと想定されます。

また、首都圏における戸建住宅市場におきましては、着工数が前年比微増と堅調に推移し、賃貸住宅市場におきましては、震災以降賃料下落傾向が続いていましたが、昨年末には下げ止まったものと思われます。

このような事業環境におきまして、当連結会計年度の経営成績は、当社グループの主力事業である不動産販売事業におきまして、前連結会計年度と比較して、新築マンション・戸建住宅の引渡しを開始する物件が少なかった一方で、平成22年2月より事業用地取得を再開した新築マンション・戸建住宅の売上計上が本格的に寄与し、前連結会計年度においてたな卸資産評価損の計上が一巡したことや販売費及び一般管理費の圧縮が図られたことなどにより、売上高802億円（前連結会計年度比20.9%減）、営業利益18億52百万円（同31.3%増）、経常利益13億98百万円（同99.3%増）、当期純利益13億34百万円（同469.4%増）を計上いたしました。

報告セグメントの業績は以下のとおりであります。

① 不動産販売事業

新築マンション販売におきましては、『イニシア大田六郷』（東京都）、『イニシアイオ本蓮沼駅前』（東京都）、『イニシア大宮宮原サザンフォート』（埼玉県）、『ザ・ロアハウス西荻窪』（東京都）など、当連結会計年度の引渡戸数が1,091戸（前連結会計年度比362戸減）となったことなどにより、売上高374億6百万円（同30.7%減）を計上いたしました。

戸建住宅販売におきましては、『グランフォーラム永福町』（東京都）、『コスモアベニューワン橋宮本』（千葉県）など、宅地分譲を含めて116区画（同31区画減）を引き渡し、売上高57億65百万円（同16.9%減）を計上いたしました。

土地・建物販売におきましては、『銀座クレストビル』（東京都）などを引き渡し、新築マンションの販売代理収入などを合計した結果、不動産販売事業において、売上高561億63百万円（同28.7%減）を計上いたしました。

また、新築マンションの売上総利益率は前連結会計年度比0.9%改善の21.1%、戸建住宅の売上総利益率は同3.4%低下の16.6%となり、前連結会計年度においてたな卸資産評価損の計上が一巡したことから営業利益35億19百万円（同14.1%増）を計上いたしました。

なお、当連結会計年度末における新築マンション・戸建住宅の未契約完成在庫は各々56戸（同22戸増）・7区画（同3区画増）であります。

※新築マンションにはタウンハウス、戸建住宅には宅地分譲を含んでおります。

※共同事業物件における戸数及び区画数は、事業比率に基づき計算しております。

※売上総利益率の算出に際し、たな卸資産評価損は含めておりません。

（単位：百万円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	前連結会計年度比	増減率（%）
売上高	78,771	56,163	△22,608	△28.7
営業利益	3,085	3,519	434	14.1

売上高の内訳

(単位：百万円)

	平成23年3月期		平成24年3月期		前連結会計年度比		
	販売数量	金額	販売数量	金額	販売数量	金額	増減率(%)
新築マンション（戸）	1,453	53,949	1,091	37,406	△362	△16,543	△30.7
戸建住宅（区画）	147	6,936	116	5,765	△31	△1,170	△16.9
土地・建物	—	16,821	—	11,694	—	△5,126	△30.5
販売代理・その他	—	1,064	—	1,295	—	231	21.8
合計	—	78,771	—	56,163	—	△22,608	△28.7

契約の状況

(単位：百万円)

	平成23年3月期		平成24年3月期		前連結会計年度比		
	契約数量	金額	契約数量	金額	契約数量	金額	増減率(%)
新築マンション（戸）	1,803	65,422	999	35,070	△804	△30,351	△46.4
戸建住宅（区画）	119	5,228	107	5,636	△12	407	7.8
土地・建物	—	18,499	—	9,728	—	△8,770	△47.4
販売代理・その他	—	532	—	398	—	△134	△25.2
合計	—	89,683	—	50,834	—	△38,849	△43.3

② 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、首都圏におけるサブリース事業を中心に展開し、マンションの受託戸数が7,069戸（同11戸増）となり、空室率も低水準で推移いたしましたが、既存オフィスビルの賃料水準が低下したことなどにより、売上高131億75百万円（同2.1%減）、営業利益79百万円（同67.6%減）を計上いたしました。

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	13,459	13,175	△284	△2.1
営業利益	244	79	△165	△67.6
転貸マンション戸数（戸）	7,058	7,069	11	0.2
空室率（%）	4.5	5.2	0.7	—

③ 不動産仲介事業

不動産仲介事業におきましては、当連結会計年度後半より法人仲介において取扱件数が急回復した一方で、東日本大震災の影響に伴い、個人仲介において取扱件数が減少したことなどにより、売上高6億94百万円（同9.2%減）、営業損失55百万円を計上いたしました。

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	765	694	△70	△9.2
営業利益又は営業損失(△)	73	△55	△129	—
取扱高	29,389	24,270	△5,118	△17.4
取扱件数（件）	693	587	△106	△15.3

④ その他事業

その他事業におきましては、オフィス移転改修工事やモデルルーム設営工事などの受注が好調に推移した一方で、オーストラリアにおけるホテル・リゾート運営事業において前連結会計年度比減益となったことなどにより、売上高112億2百万円（同17.2%増）、営業利益1億46百万円（同2.2%減）を計上いたしました。

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	前連結会計年度比	増減率 (%)
売上高	9,558	11,202	1,644	17.2
営業利益	149	146	△3	△2.2

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、84億37百万円となりました。

〔前連結会計年度末は168億60百万円〕

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

主に仕入債務が20億54百万円減少した一方で、税金等調整前当期純利益を13億61百万円計上したこと、たな卸資産が45億9百万円減少したこと並びに不動産販売事業等に係わる預り金が22億48百万円増加したことから、91億30百万円の資金の増加となりました。〔前連結会計年度は188億56百万円の増加〕

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に有形固定資産の取得による支出が1億1百万円となった一方で、投資有価証券の売却による収入が2億59百万円となったことから、24百万円の資金の増加となりました。〔前連結会計年度は85百万円の増加〕

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

主に事業用地の仕入れに伴う資金調達を行い、長期借入による収入が66億28百万円となった一方で、長期借入金の返済による支出が233億60百万円となったことや第1種優先株式の優先配当金6億45百万円の支払いがあったことから、175億81百万円の資金の減少となりました。〔前連結会計年度は285億6百万円の減少〕

2 【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における報告セグメントの業績に関連付けて記載しております。なお、当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)
Hong Leong Ginza 特定目的会社	9,510	11.9

3 【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「すべての判断の軸をお客様に置き、住まいに関する様々なご要望に総合的にお応えしたい。」という創業以来の思いを大切にしながら、お客様に求められる前に、一歩先んじてお客様の気持ちを深く理解し、常にこれまでとは違う価値を創り出すことに真摯に取り組み、具体的な商品・サービスとしてお客様に提供し続けていきたいと考えております。

そして、企業理念として「Next Value For The Customer」を掲げ、お客様の求める次の価値を創り続けるとともに、当社ならびにグループ会社である株式会社コスモスモア等と一丸となって、新築マンション販売、戸建住宅販売に加え、賃貸、仲介、工事請負などの事業展開を通じて安心で快適な場を創造してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標及び対処すべき課題

今後の日本経済は、復興需要が寄与することが期待されますが、欧州債務危機問題への不安が強まり、株価や為替相場の動向も懸念されるなど、先行き不透明な状況が当面継続するものと思われます。

一方、不動産市況は年初以降、円高の修正と株価の持ち直しにより、景気の先行き不安が和らいだことや根強い住宅需要を背景に、首都圏の分譲マンション市場・マンション流通市場ともに成約件数は好調に推移しておりますが、お客様がより割安なものを求める傾向が見られることから価格は低下傾向にあります。また、労務事情の逼迫による建築費の上昇や工期への影響については、注意深く見極める必要があります。

このような事業環境のもと、当社は事業再生計画の基本方針に則り、当社の強みである新築マンション販売・戸建住宅販売事業並びに資金需要の少ない不動産賃貸事業（サブリース事業・プロパティマネジメント事業）・不動産仲介事業に経営資源を集中するとともに徹底したコスト削減を行い、少数精鋭体制での高収益体质を確立してまいります。

また、事業再生計画期間終了後の更なる経営基盤の安定とその先の未来に向けた施策にも継続して取り組んでまいります。具体的には、不動産賃貸事業におきましてはサブリース受託戸数の拡大、不動産仲介事業におきましては拠点展開戦略を押し進め、さらに新規事業・派生事業の創造に向けたプロジェクトチームを編成しており、本年4月よりマンション大規模修繕工事の受託を目的として、バリューアップ工事推進室を新設するなど、特にノンアセットビジネスの拡大に向けた取組を開始しております。

目標とする経営指標といたしましては、事業再生計画における各経営数値としており、ネットD/Eレシオの更なる改善や自己資本比率の向上にも注力してまいります。

今後につきましても、株主の皆様、お取引先金融機関及び事業パートナーをはじめとする関係者の皆様のご期待、ご協力にお応えすべく、コスモスイニシアグループ全体でのシナジーを最大限に発揮することに努め、事業基盤の強化を図るとともに、事業再生計画の達成を目指してまいる所存であります。

なお、事業再生計画の進捗状況は以下のとおりであります。

① 事業進捗状況

新築マンション販売・戸建住宅販売事業におきましては、当連結会計年度末における新築マンション・戸建住宅の未契約完成在庫数は各々56戸・7区画と低水準に留まるなど、不動産賃貸事業、不動産仲介事業及びその他事業におきましても概ね計画どおりに推移いたしました。

また、事業再生計画において事業採算性及び事業リスク軽減の観点から事業内容を見直し、事業化を中止した物件の売却などを完了いたしました。

② 事業用地仕入状況

当連結会計年度におきましては、事業再生計画に基づき、注力エリア中心に事業用地取得の契約を締結したプロジェクトは、新築マンション19プロジェクト（売上換算346億円／819戸）・戸建住宅10プロジェクト（同91億円／162区画）に加え、タウンハウス1プロジェクト（同12億円／27戸）であります。この結果、事業再生計画の最終年度である平成25年3月期の売上計画分の事業用地の取得を完了しております。

③ コスト削減状況

更なる経費削減及び一層の経営効率化を図るため、平成23年7月1日付で本社を千代田区から港区へ移転いたしました。

当該本社移転に伴い、年間約10億円のオフィス賃料の削減を図るなど、事業再生計画に基づく一連のコスト削減を完了いたしました。

④ 経営管理体制の整備状況

当社グループの主力事業である不動産販売事業は、先行投資型の事業であり、投資時点の判断が極めて重要であることから、景気動向や市況等の外部環境の予測機能の強化、不動産特有の事業リスクの管理をはじめ、従前の組織を統合または再編するなど、引き続き経営管理体制の整備及び強化に努めています。

なお、当社は、事業再生計画の確実な遂行が最重要と認識しており、計画の遂行状況に関して中立的な立場である弁護士及び公認会計士の外部専門家を構成委員とした外部委員会を設置しております。外部委員会に対しては、事業再生計画の履行状況につき定期的に報告を行い、外部委員各位より適宜適切にご指導をいただきながら事業再生計画の遂行状況の全般にわたり監督頂いております。

⑤ 連結経営成績（平成24年3月期）

連結経営成績における直近実績と事業再生計画の経営指標は以下の通りであります。

平成24年3月期の連結経営成績は、直近3年における経常利益及び当期純利益の累計値は同計画を上回る実績となっております。

(単位：百万円)

	直近3年実績			
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	累計値
売上高	169,995	101,414	80,200	351,610
営業利益又は営業損失（△）	△4,797	1,410	1,852	△1,534
経常利益又は経常損失（△）	△7,581	701	1,398	△5,481
当期純利益	25,701	234	1,334	27,270

(単位：百万円)

	事業再生計画（平成21年9月28日公表）			
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	累計値
売上高	174,000	123,600	69,600	367,200
営業利益又は営業損失（△）	△5,900	2,100	2,800	△1,000
経常利益又は経常損失（△）	△9,100	700	1,800	△6,600
当期純利益又は当期純損失（△）	25,400	△300	800	25,900

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他の重要と考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で、重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努め、また、発生した場合には、その影響を最小限にとどめるよう対応に努めていく方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

本項における将来に関する事項は、この有価証券報告書提出日（平成24年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）不動産市況、金利動向及び税制等について

当社グループの主要事業である不動産販売事業は、景気動向、金利動向、地価動向、新規供給動向及び不動産に係る税制等の影響を受けやすいため、景気の悪化や大幅な金利上昇、新規大量供給による販売価格の下落など経済情勢に変化があった場合には、お客様の購入意欲を減退させる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、上記経済情勢の変化は、事業用地の仕入価格の変動要因にもなり、今後、事業用地の仕入れが計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの主要事業である不動産販売事業は、主に建設業者との間において工事請負契約を締結し、建物の建設工事を行っており、特定会社への依存関係はございませんが、建設業者の資材・部材の調達において、国内外の経済情勢等の影響により、価格高騰などの問題が発生した場合、当社の建築費上昇という結果をもたらす可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）物件の引渡時期等による業績の変動について

当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、一般的に転勤及び学期末の時期であることなどの理由により、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。

従いまして、天災、事故、その他予測し得ない要因等の不測の事態により、物件の引渡時期が期末を越える遅延が生じた場合、また、期末近くに竣工・引渡を計画している物件について、顧客への引渡が次期にずれ込む事態が生じた場合には、当該期の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（3）有利子負債への依存について

当社グループは、不動産販売事業における事業用地の取得資金及び建築費の一部を、主に金融機関等からの借入金により調達しております、有利子負債への依存度が高い水準にあることから、現行の金利水準が大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 瑕疵担保責任について

当社は、独自に「標準仕様書」「品質管理基準」を定めるとともに、新築マンションにおいては設計段階から建設工事・建物竣工に至る各過程での重要なポイントを各現場で専任スタッフが検査・確認し、一貫した品質管理を体系的に行うQ I T（クオリティ・インスペクション・トライ）活動を展開するなど、高品質な住宅づくりに努めています。

また、アフターサービスの充実を図るため、建物竣工後2～3ヶ月間、新築マンション内に工事関係者の職員が駐在し、入居されたお客様からのご要望、各種手直し、修繕などスピーディーな対応を行っております。

しかしながら、建物竣工後、ある一定期間内において、設計・施工上の問題等に起因する瑕疵など、不具合が生じた場合は、間接損害を含め、不具合が原因で生じた損害に対する責任として、損害賠償等による費用発生、又は当社の商品・サービスに対する信用の失墜による売上高の減少などの可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 協力会社への依存について

当社グループの提供する商品及びサービスにおいて、当社グループの従業員等が直接実施する場合を除いては、戸建建築、モデルルーム工事等の業務を所定の審査を経て登録した協力会社へ発注しております。

当社グループといたしましては、協力会社が行う業務はそのまま当社評価にも通じるものであることから、日頃より良好なコミュニケーションを図るとともに、定期的に技術・ノウハウの共有に努めております。

しかしながら、協力会社の予期せぬ業績不振や事故等により事業継続できなくなるなどの不測の事態が発生した場合は、代替措置に伴う追加の費用発生やサービス提供が遅延する可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

当社グループは、事業展開するにあたり、新築マンション及び戸建住宅をご購入いただいたお客様等、もしくはご検討いただいたお客様等の個人情報を預かりしており、「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報取扱事業者であります。

当社グループといたしましては、情報管理に関する規程等の整備・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の制定を行うとともに、社員教育システムの運用・オフィス入退館システムの導入など、情報管理全般にわたる体制強化を図っております。

しかしながら、不測の事態により、万が一、個人情報が外部へ漏洩するような事態となった場合は、当社グループの信用失墜による売上高の減少、又は損害賠償による費用発生等の可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制等について

当社グループが事業展開するにあたり、以下の法的規制等を受けております。

- 不動産業は、「宅地建物取引業法」「国土利用計画法」「建築基準法」「都市計画法」「住宅の品質確保の促進等に関する法律」「不動産特定共同事業法」「土壤汚染対策法」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などの法的規制等を受けております。当社は不動産業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、事業展開しております。
- 建設業は、「建設業法」「建築士法」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「労働安全衛生法」などの法的規制等を受けております。当社の連結子会社である株式会社コスモスモアは、建設業者として、「建設業法」に基づく免許を受け、事業展開しております。

今後、これらの規制の改廃や新たな法的規制等が設けられる場合には、当社グループの事業活動が制限を受ける可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 海外事業について

当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty. Ltd. 及びその子会社4社は、オーストラリア・クイーンズランド州にある世界遺産に認定されているフレーザー島内において、ホテル・リゾート運営を中心に事業展開しておりますが、今後の事業再生を目指すにあたり、海外事業から撤退する方針であることから、事業撤退に伴う損失見込額につきましては、既に必要な会計処理を行っております。

また、大和ハウス工業株式会社との間で、2年後を目途に大和ハウス工業グループが当該海外事業に85%程度出資し、共同で事業を行うことを目的とした業務提携に関する基本合意書を締結しておりますが、今後の出資金額及び出資方法等の条件が著しく悪化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 保有不動産の価格、収益性の変動について

当社グループは、事業遂行上必要な販売用不動産及び事業用不動産を保有しております。このため、不動産市況の動向その他の要因により不動産価格が下落した場合には、評価損や売却損が発生する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 普通株式の希薄化について

当社は、第1種優先株式3,150,000株を発行しており、当該優先株式には、普通株式への転換請求権が付与されています。

将来におきまして、当該優先株式の普通株式への転換が行われた場合には、当社普通株式の既存持分の希薄化、また株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 財務制限条項について

当社グループは、事業再生ADR手続の成立を受け、本事業再生計画に定める弁済計画に基づき、全対象債権者との間で既存借入金の返済方法の変更及び返済期日のリスケジューリングに関して変更契約を締結しております。

当該変更契約には財務制限条項が定められており、当該契約締結日以降の各決算期の末日における個別及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額、及び本事業再生計画の最終期（平成25年3月期）における個別及び連結の損益計算書における経常利益の金額について、それぞれ一定指数以上の維持等の取決めがなされております。これら条項の一部に抵触した場合には、請求により融資条件の見直しや期限前返済義務を負う可能性があり、その場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析は、以下のとおりであります。

なお、本項における将来に関する事項は、この有価証券報告書提出日（平成24年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態

① 資産

当連結会計年度末の総資産は583億75百万円となり、前連結会計年度末比154億94百万円減少いたしました。主な増減及びその要因は以下のとおりであります。

当連結会計年度末の流動資産は441億4百万円となり、同137億55百万円減少いたしました。これは支払手形の決済や借入金の返済に伴い現金及び預金が減少したことや、新築マンション及び戸建住宅の引き渡しが進捗したことにより、販売用不動産、仕掛販売用不動産が減少したことなどによるものです。

また、当連結会計年度末の固定資産は142億71百万円となり、同17億38百万円減少いたしました。これは当社及び連結子会社1社が本社を移転したことに伴い、差入保証金が11億58百万円減少したことや、投資有価証券を売却したことなどによるものです。

② 負債

当連結会計年度末の負債合計は439億50百万円となり、前連結会計年度末比159億34百万円減少いたしました。主な増減及びその要因は以下のとおりであります。

当連結会計年度末の流動負債は313億85百万円となり、同29億51百万円減少いたしました。これは新築マンションの供給戸数が前連結会計年度比減少したことに伴い、建築費の支払手形が同19億44百万円減少したことなどによるものです。

また、当連結会計年度末の固定負債は125億64百万円となり、同129億83百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が同117億78百万円減少したことによるものです。

③ 純資産

当連結会計年度末の純資産は144億25百万円となり、前連結会計年度末比4億40百万円増加いたしました。主な増減及びその要因は、第1種優先株式の配当金が6億45百万円となった一方で、当期純利益13億34百万円を計上したことによるものです。

④ キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、91億30百万円の資金の増加となりました。これは、仕入債務が20億54百万円減少した一方で、税金等調整前当期純利益を13億61百万円計上したこと、たな卸資産が45億9百万円減少したこと並びに不動産販売事業等に係わる預り金が22億48百万円増加したことが主な要因であります。

なお、当社の営業活動によるキャッシュ・フローは、各年度の不動産販売事業における事業用地の取得及び工事進捗に伴う建築費の支払並びに資金回収状況などにより、大きく変動する可能性があります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、24百万円の資金の増加となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1億1百万円となった一方で、投資有価証券の売却による収入が2億59百万円となったことが主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、175億81百万円の資金の減少となりました。これは、事業用地の仕入れに伴う資金調達を行い、長期借入れによる収入が66億28百万円となった一方で、長期借入金の返済による支出が233億60百万円となったことや第1種優先株式の優先配当金6億45百万円の支払いがあったことが主な要因であります。

その結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は84億37百万円となりました。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

項目	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
自己資本比率(%)	△19.5	13.3	18.9	24.7
時価ベースの自己資本比率(%)	1.7	2.6	2.1	12.0
債務償還年数(年)	67.9	1.1	1.6	1.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	0.7	21.9	25.0	19.0

※自己資本比率：自己資本÷総資産

※時価ベースの自己資本比率：普通株式時価総額÷総資産

※債務償還年数：有利子負債÷キャッシュ・フロー

※インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー÷利払い

(注) 1. いざれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2. 普通株式時価総額は、期末株価終値及び自己株式を除く期末発行済株式数より計算しております。

3. 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。

4. キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

5. 利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

※当社グループにおける不動産販売事業の特性として、営業活動によるキャッシュ・フローが毎期大きく変動する可能性があります。

(2) 経営成績

① 売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比20.9%減収の802億円となりました。

これは、不動産販売事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業におきまして、減収となったことによるものです。

② 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、同31.3%増益の18億52百万円となりました。

これは、平成22年2月より事業用地取得を再開した新築マンションの売上計上が本格的に寄与したことにより、売上総利益率が改善したことや、前連結会計年度においてたな卸資産評価損の計上が一巡したことなどにより、不動産販売事業において営業利益が同4億34百万円改善したことによるものです。

③ 経常利益

当連結会計年度の経常利益は、同99.3%増益の13億98百万円となりました。

これは、借入金の減少に伴い支払利息が同2億80百万円減少したことなどにより、営業外損益が同2億54百万円改善したことによるものです。

④ 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、同469.4%増益の13億34百万円となりました。

これは、前連結会計年度においては、減損損失1億72百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額2億38百万円などを特別損失に計上していたことにより、特別損益が同3億94百万円改善したことによるものです。

(3) 主要経営指標

目標とする経営指標といたしましては、事業再生計画における各経営数値としており、ネットD/Eレシオの更なる改善や自己資本比率の向上にも注力してまいります。なお、当連結会計年度末の自己資本比率は24.7%となり、ネットD/Eレシオ〔(有利子負債-現預金) ÷ 自己資本〕は0.4倍となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	用途	帳簿価額（百万円）			従業員数 (人)
			建物及び 構築物	その他	合計	
本社 (東京都港区)	不動産販売事業 全社の管理業務	自用	29	36	65	163 (94)
賃貸事業部、ソリューション事業部 (東京都港区)	不動産賃貸事業 不動産仲介事業	自用	9	1	11	42 (25)
西日本支社 (大阪府大阪市北区)	不動産販売事業 不動産仲介事業	自用	7	2	10	15 (13)

(注) 1. 投下資本の額は帳簿価額によっております。

2. 従業員数の()は、臨時従業員を外書きしております。

3. 前表のほか、当社の賃借している主要な転貸用マンションは次のとおりであります。

名称	所在地	建物延面積 (m ²)
ピエス綱島	神奈川県横浜市港北区	11,884
パークビューステージ東陽町	東京都江東区	8,567

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	用途	帳簿価額（百万円）			従業員数 (人)
				建物及び 構築物	その他	合計	
株式会社コスマスモア	本社 (東京都港区)	その他事業	自用	3	10	13	52 (29)

(注) 1. 投下資本の額は帳簿価額によっております。

2. 従業員数の()は、臨時従業員を外書きしております。

(3) 在外子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	用途	帳簿価額（百万円）			従業員数 (人)
				建物及び 構築物	その他	合計	
KBRV Resort Operations Pty. Ltd.	リゾート施設 (オーストラリア)	その他事業	自用	65	73	139	91 (239)

(注) 1. 投下資本の額は帳簿価額によっております。

2. 従業員数の()は、臨時従業員を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	505,000,000
第1種優先株式	3,150,000
劣後株式	20,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,639,478	12,482,603	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1, 2, 9
第1種優先株式	3,150,000	3,150,000	非上場・非登録	(注) 3, 4, 5, 6, 9, 10
劣後株式	5,655	—	非上場・非登録	(注) 3, 7, 8, 9 11
計	14,795,133	15,632,603	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの、新株予約権の行使により増加した普通株式数は含まれておりません。

2. 権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 第1種優先株式及び劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
4. 第1種優先株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。

修正の基準：大阪証券取引所の終値（45取引日目に始まる連続する30取引日平均）の90%

修正の頻度：6ヶ月に1回

5. 平成23年6月20日付の第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議及び同年6月29日付の第42期定時株主総会の決議に基づき、同年8月1日付で第1種優先株式10株を1株に併合いたしました。

6. 第1種優先株式のうち3,050,000株は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化によるものであります。

7. 劣後株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。

修正の基準：大阪証券取引所の終値（45取引日目に始まる連続する30取引日平均）の99%

修正の頻度：平成22年5月1日以降の取引日毎

8. 劣後株式5,655株（自己株式）は、平成24年4月23日付で消却しております。

9. 普通株式、第1種優先株式、劣後株式とともに、単元株式数は100株であります。

10. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 第1種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき下記（2）に定める額の金銭（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記（3）に定める第1種優

先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当金の額

第1種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{第1種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR (6ヶ月物)} + 1.50\%$$

「日本円TIBOR (6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 第1種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剩余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(5) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剩余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i) 10,000円、(ii) 第1種累積未払配当金および(iii) 第1種未払経過利息の合計額を支払う。「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剩余授権株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i) 各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii) 剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り

捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

「剰余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日(以下「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数および

(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成21年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本

(2)において「当初時価算定期間」という。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の

普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%

(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの毎年6月30日および12月31日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)における時価(以下に定義される。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、平成25年7月1日以降、修正後取得価額が平成25年6月30日における取得価額の30%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本

(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付け率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場)をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当てる場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当てる前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、

「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} (\text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \\ \hline (\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する普通株式の数} \\ \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \hline \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}{+ \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「第1種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ下記（1）に定める条件および下記（2）に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、下記（3）に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または下記（2）に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

(a) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剩余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(a) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剩余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 10,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、かかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を第1

種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に上記4.（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記4.（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

（1）当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記（2）に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

（2）強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

（a）10,000円

（b）第1種累積未払配当金

（c）第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。）

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

（1）当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

（2）当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また株式無償割当または新株予約権無償割当では行わない。

9. 優先順位

第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

12. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

13. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

11. 劣後株式の内容は、次のとおりであります。

1. 劣後株式配当金

当社は、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）または劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に対し、剩余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

（1）当社の残余財産を分配するときにおいて、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき下記（3）に定める普通株式分配基準額を支払う。

（2）普通株主または普通登録株式質権者に対して上記（1）に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（上記（1）に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する劣後株式の数を除く。）に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に下記

（3）に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。

（3）劣後株式分配比率

（a）「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、下記（4）の定めに従って調整される。

（b）「劣後株式分配比率」は、50,000円を上記（a）に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(4) 普通株式分配基準額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「普通株式分配基準額調整式」という。）により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数})}{\text{発行済普通株式の数}} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普

普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による普通株式分配基準額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

(c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

3. 議決権

劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

劣後株主は、平成22年5月1日以降平成42年5月1日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剩余授権株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、（i）各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、（ii）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

「剩余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：（I）当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、（II）（i）当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、（ii）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および（iii）当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B：（I）当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、（II）（i）当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数、（ii）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および（iii）当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主

（当社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記（2）および（3）で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

（1）劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を、下記（2）および（3）に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金額の交付はしない。

（2）当初取得価額

取得価額は、当初、平成22年5月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本

（2）において「当初時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の99%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年5月1日（同日を含む。）までの間に上記2.

（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は上記2.（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

（3）取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の99%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本（3）において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に上記2.（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は上記2.（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に上記2.（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記2.（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、第1種優先株式の株主（当社を除く。）が存しない場合、いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる劣後株式1株を取得するのと引換えに、50,000円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

（1）当社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。

（2）当社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
9. 株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
10. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
取得する普通株式数が、取得する月において上場株式数の10%を超えないように制限をする措置を講じております。
11. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	27個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	2,700株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	①平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\begin{aligned}
 \text{調整後} &= \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \\
 \text{払込価額} &= \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times \text{払込価額}
 \end{aligned}$$

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合。
- ② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第4回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	21個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	2,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	①平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\begin{aligned}
 \text{調整後} &= \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \\
 \text{払込価額} &= \frac{\text{払込価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}
 \end{aligned}$$

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合。
- ② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第5回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	16個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	1,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	①平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\begin{aligned}
 \text{調整後} &= \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \\
 \text{払込価額} &= \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times \text{払込価額}
 \end{aligned}$$

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合。
- ② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第6回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	2,205個	2,182個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	220,500株	218,200株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

① 払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\begin{aligned}
 \text{調整後} &= \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \\
 \text{払込価額} &= \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times \text{払込価額}
 \end{aligned}$$

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合。
- ② 当社は、上記①に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

(1) 第1種優先株式

	第4四半期会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)	第43期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(2) 劣後株式

	第4四半期会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)	第43期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	4,937	8,817
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,316,506	2,487,190
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	187.5	177.2
当該会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	14,345
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	3,661,253
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	195.9
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年9月28日(注)1	△7,100,000	130,494,727	—	11,907	—	5,317
平成20年3月31日(注)2	△5,000,000	126,282,727	—	11,964	—	5,373
平成19年4月1日～平成20年3月31日(注)3	889,000	126,282,727	74	11,964	74	5,373
平成21年10月30日(注)4,5	31,520,000	157,802,727	16,250	28,214	16,250	21,623
平成21年11月6日(注)6	△113,979,455	43,823,272	—	28,214	—	21,623
平成21年11月12日(注)7	△4,762,957	39,060,315	—	28,214	—	21,623
平成21年11月30日(注)8	—	39,060,315	△23,214	5,000	△21,623	—
平成21年12月30日(注)9	437,910	39,498,225	—	5,000	—	—
平成22年6月29日(注)10	—	39,498,225	—	5,000	29	29
平成22年4月1日～平成23年3月31日(注)11	1,174,063	40,672,288	—	5,000	—	29
平成23年3月28日(注)12	△5,528	40,666,760	—	5,000	—	29
平成23年6月29日(注)13	—	40,666,760	—	5,000	64	93
平成23年8月1日(注)14	△28,350,000	12,316,760	—	5,000	—	93
平成23年4月1日～平成24年3月31日(注)15	2,487,190	14,803,950	—	5,000	—	93
平成24年3月26日(注)16	△8,817	14,795,133	—	5,000	—	93

(注) 1. 平成19年8月27日開催の取締役会決議に基づく、優先株式の償還による減少であります。

2. 平成20年2月25日開催の取締役会決議に基づく、優先株式の償還による減少であります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 平成21年9月11日開催の取締役会及び平成21年10月29日開催の臨時株主総会決議に基づく、第三者割当による新株式（第1種優先株式・劣後株式）の発行。

① 第三者割当による新株式（第1種優先株式）の発行

発行新株式数	1,000,000株（優先株式）
発行価額	1株当たり 1,000円
資本組入額	1株当たり 500円
割当先及び割当株式数	大和ハウス工業株式会社 1,000,000株

② 第三者割当による新株式（劣後株式）の発行

発行新株式数	20,000株（劣後株式）
発行価額	1株当たり 50,000円
資本組入額	1株当たり 25,000円
割当先及び割当株式数	Unison Capital Partners II, L.P. 4,603株 Unison Capital Partners II (F), L.P. 6,004株 UC Stand-By Facility 1, L.P. 1,571株 UC Stand-By Facility 2, L.P. 4,597株 UC Stand-By Facility 3, L.P. 3,225株

5. 平成21年9月28日開催の取締役会及び平成21年10月29日開催の臨時株主総会並びに取締役会決議に基づく、第三者割当による新株式（第1種優先株式）の発行。

発行新株式数	30,500,000株（優先株式）
発行価額	1株当たり 1,000円
資本組入額	1株当たり 500円
割当先及び割当株式数	
株式会社三井東京UFJ銀行	5,100,000株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,300,000株
株式会社三井住友銀行	2,600,000株
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,400,000株
三菱UFJリース株式会社	2,400,000株
住友信託銀行株式会社	2,300,000株
中央三井信託銀行株式会社	2,100,000株
株式会社あおぞら銀行	2,100,000株
株式会社横浜銀行	1,900,000株
みずほ信託銀行株式会社	1,600,000株
株式会社りそな銀行	1,400,000株
株式会社関西アーバン銀行	1,300,000株
信金中央金庫	1,000,000株

6. 普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。
7. 自己株式（普通株式 4,762,957株）を消却しております。
8. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替っております。
9. 第1回A種優先株式の全部を取得するのと引き換えに普通株式を交付し、第1回A種優先株式を消却しております。
10. 資本剰余金を原資とする配当に伴う資本準備金の積立あります。
11. 取得請求権の行使に伴い、劣後株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付したことによる増加であります。
12. 自己株式（劣後株式 5,528株）を消却しております。
13. 資本剰余金を原資とする配当に伴う資本準備金の積立あります。
14. 第1種優先株式10株を1株に併合しております。
15. 取得請求権の行使に伴い、劣後株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付したことによる増加であります。
16. 自己株式（劣後株式 8,817株）を消却しております。
17. 平成24年4月1日から平成24年4月16日までの間に、取得請求権の行使に伴い、劣後株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付したことにより、発行済株式総数は843,125株増加しております。
18. 平成24年4月23日付で自己株式（劣後株式 5,655株）を消却しております。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	15	27	159	27	10	6,687	6,925	
所有株式数(単元)	—	18,340	8,377	16,022	10,992	40	62,311	116,082	
所有株式数の割合(%)	—	15.80	7.22	13.80	9.47	0.03	53.68	100.00	

(注) 1. 自己株式1,692株については、「個人その他」に16単元、「単元未満株式の状況」に92株含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が15単元含まれております。

② 第1種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	12	—	2	—	—	—	14	
所有株式数(単元)	—	28,100	—	3,400	—	—	—	31,500	
所有株式数の割合(%)	—	89.21	—	10.79	—	—	—	100.00	

③ 劣後株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	
所有株式数(単元)	—	—	—	56	—	—	—	56	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社三井東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	681	4.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	651	4.40
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	638	4.32
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピー・アールディ アイエスジー エフィー・エイシー (常任代理人 株式会社三井東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	585	3.96
高橋 新	大阪府門真市	523	3.54
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	407	2.76
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	303	2.05
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	302	2.04
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	240	1.62
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	230	1.55
計	—	4,564	30.85

(注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日に中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号変更しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決 権数(個)	総株主の議決権に に対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,516	5.61
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピー・アールディ アイエスジー エフィー・エイシー (常任代理人 株式会社三井東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,859	5.05
高橋 新	大阪府門真市	5,235	4.51
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	3,037	2.62
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,273	1.96
山路 孟	大阪府東大阪市	2,272	1.96
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,085	1.80
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	1,850	1.59
株式会社三井東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,712	1.48
大和ライフネクスト株式会社	東京都港区赤坂五丁目1番33号	1,555	1.34
株式会社伸和エージェンシー	大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号	1,555	1.34
計	—	33,949	29.25

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 3,150,000	—	(注) 1
	劣後株式 5,600	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,600	—	(注) 1
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,606,600	116,066	(注) 1, 2
単元未満株式	普通株式 31,278	—	(注) 1
	劣後株式 55	—	(注) 1
発行済株式総数	14,795,133	—	—
総株主の議決権	—	116,066	—

- (注) 1. 第1種優先株式、劣後株式及び普通株式の内容は、「1(1)②発行済株式」の「内容」に記載しております。
 2. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株 (議決権15個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コスモスイニシア	東京都港区芝五丁目34番6号	1,600	—	1,600	0.01
計	—	1,600	—	1,600	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数 (注)	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名 当社の従業員 537名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成17年7月25日開催の取締役会決議における付与対象者の区分及び人数を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当する種類株式の取得及び会社法第155条第7号及び第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)		価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	389	70,273
	劣後株式	8,817	—
当期間における取得自己株式	普通株式	86	63,188
	劣後株式	5,655	—

(注) 1. 「当期間における取得自己株式」欄には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りにより取得した普通株式は含まれておりません。

2. 劣後株式8,817株を取得するのと引換えに普通株式2,487,190株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式				
劣後株式	8,817	—	5,655	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数				
普通株式	1,692	—	1,778	—
劣後株式	—	—	—	—

(注) 1. 「当期間における保有自己株式」欄には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りにより取得した普通株式は含まれておりません。

2. 平成24年4月23日付で自己株式（劣後株式 5,655株）を消却しております。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の向上と株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題と認識しておりますが、内部留保を図ることにより財務体質を改善し、今後の事業展開に備えることから、普通株式に係る期末配当につきましては、無配とさせていただきました。

今後の配当政策につきましては、経営基盤の更なる安定を図るとともに、早期の復配を目指してまいります。

また、毎事業年度における配当につきましては、期末配当金として年1回の剩余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剩余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	860	384	125 □590	452	735
最低(円)	221	17	27 □337	120	122

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。それ以前は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。
2. 平成21年11月6日付で、普通株式10株を1株に併合しております。なお、□印は、株式併合後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	150	141	140	280	430	735
最低(円)	127	127	130	136	205	353

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	高木 嘉幸	昭和35年6月21日生	昭和58年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和61年1月 当社入社 平成7年6月 KBRV Resort Operations Pty. Ltd.取締役（現任） 平成8年5月 Kingfisher Bay Resort Village Pty Ltd取締役（現任） 平成13年4月 Cosmos Australia Pty. Ltd.取締役社長（現任） CA Asset Management Pty Ltd取締役社長（現任） 平成17年6月 CA Finance Pty Ltd取締役社長（現任） 平成20年6月 取締役 平成21年10月 代表取締役社長（現任） 株式会社コスマスモア取締役（現任）	(注) 4	普通株式 3,554
取締役	—	桑原 伸一郎	昭和34年4月25日生	昭和59年4月 株式会社リクルート入社 昭和61年1月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成22年7月 取締役＜総務・人事・仲介事業・西日本支社担当＞（現任）	(注) 4	普通株式 12,531
取締役	—	杉谷 景	昭和31年3月11日生	昭和53年4月 佐藤工業株式会社入社 昭和59年2月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和60年5月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成22年7月 取締役＜建築・賃貸事業担当＞（現任） 平成24年6月 株式会社コスマスモア取締役（現任）	(注) 4	普通株式 3,100
取締役	—	枝廣 寿雄	昭和38年1月26日生	昭和60年4月 株式会社リクルート入社 昭和61年1月 当社入社 平成22年6月 取締役＜経理・財務担当＞（現任）	(注) 4	普通株式 3,800
取締役	—	幸田 昌則	昭和18年2月3日生	昭和41年3月 ロイヤル株式会社（現ロイヤルホールディングス株式会社）入社 昭和46年3月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 平成元年4月 株式会社ネットワークハチジュウハチ代表取締役（現任） 平成21年10月 当社取締役（現任） 平成23年10月 株式会社スペースデザイン社外取締役（現任）	(注) 4	普通株式 7,000
取締役	—	小林 三郎	昭和20年12月7日生	昭和46年11月 株式会社本田技術研究所入社 平成12年4月 本田技研工業株式会社 経営企画部長兼経営企画室長 平成12年4月 早稲田大学大学院非常勤講師（現任） 平成17年4月 株式会社本田技術研究所 主席研究員 平成21年10月 当社取締役（現任） 平成22年4月 中央大学大学院客員教授（現任） 一橋大学大学院非常勤講師（現任）	(注) 4	—
常勤監査役	—	渡邊 典彦	昭和32年9月28日生	昭和56年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和61年7月 当社入社 平成20年6月 株式会社コスマスモア取締役 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	普通株式 600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	久賀 光興	昭和19年12月29日生	昭和45年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 昭和51年4月 監査法人西方会計士事務所入所 昭和57年12月 税理士久賀光興事務所開設 昭和61年4月 海南監査法人代表社員 平成9年7月 公認会計士久賀光興事務所開設（現任） 平成15年6月 当社監査役（現任）	(注) 6	普通株式 370
監査役	—	坂東 規子	昭和24年3月31日生	昭和48年4月 長野法律事務所入所 平成7年4月 あたご法律事務所開設（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任）	(注) 6	普通株式 246
計						普通株式 31,201

- (注) 1. 取締役幸田昌則、同小林三郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役久賀光興、同坂東規子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役幸田昌則、同小林三郎、社外監査役久賀光興、同坂東規子を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 5. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業として社会的責任（CSR）を果たし、株主やお客様、お取引先、従業員など様々なステークホルダーから信頼され、評価されることが、事業競争力並びに企業価値の向上に不可欠であると認識しております。

このような認識のもと、経営上の重要な課題の一つであるコーポレート・ガバナンスの充実とともに経営の健全性・透明性の確保に努め、的確な経営の意思決定とそれにに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督、監視、牽制機能を充実するための内部統制システムの整備・強化に努めております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

【取締役会】

取締役会は、取締役6名（内、社外取締役2名）で構成されており、経営の基本方針及び法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、原則として月1回開催しております。

【監査役会】

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名（内、社外監査役2名）で構成されており、取締役会などの重要な会議に出席するほか、毎月の定例監査役会並びに必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査に関する重要事項につき協議を行い、職務執行の適法性、妥当性に関するチェックを行うとともに、会計監査人との連携を図り、適宜弁護士からアドバイスを受けております。

また、各関係会社の監査役会との間で、グループ監査役連絡会を設置し、連携強化に努めております。

【常勤取締役会議等】

取締役会における経営に関する重要事項の決定等を受け、業務執行に係る重要事項につきましては、多面的な検討を行うとともに迅速かつ的確な経営判断を事業活動に反映するために、常勤取締役・監査役等により構成される常勤取締役会議において検討・審議を行うこととしており、原則として週1回開催しております。

また、常勤取締役及び経営企画室、市場・商品戦略部等の部長以上を構成員とする事業方針検討会議において、事業環境の予測、マクロ市場動向の意見交換、エリア別の市場変化、各事業の戦略等を確認・共有するとともに、今後の事業計画、資金計画、人員計画の方針等について議論・検討しており、原則として6ヶ月に1回開催しております。

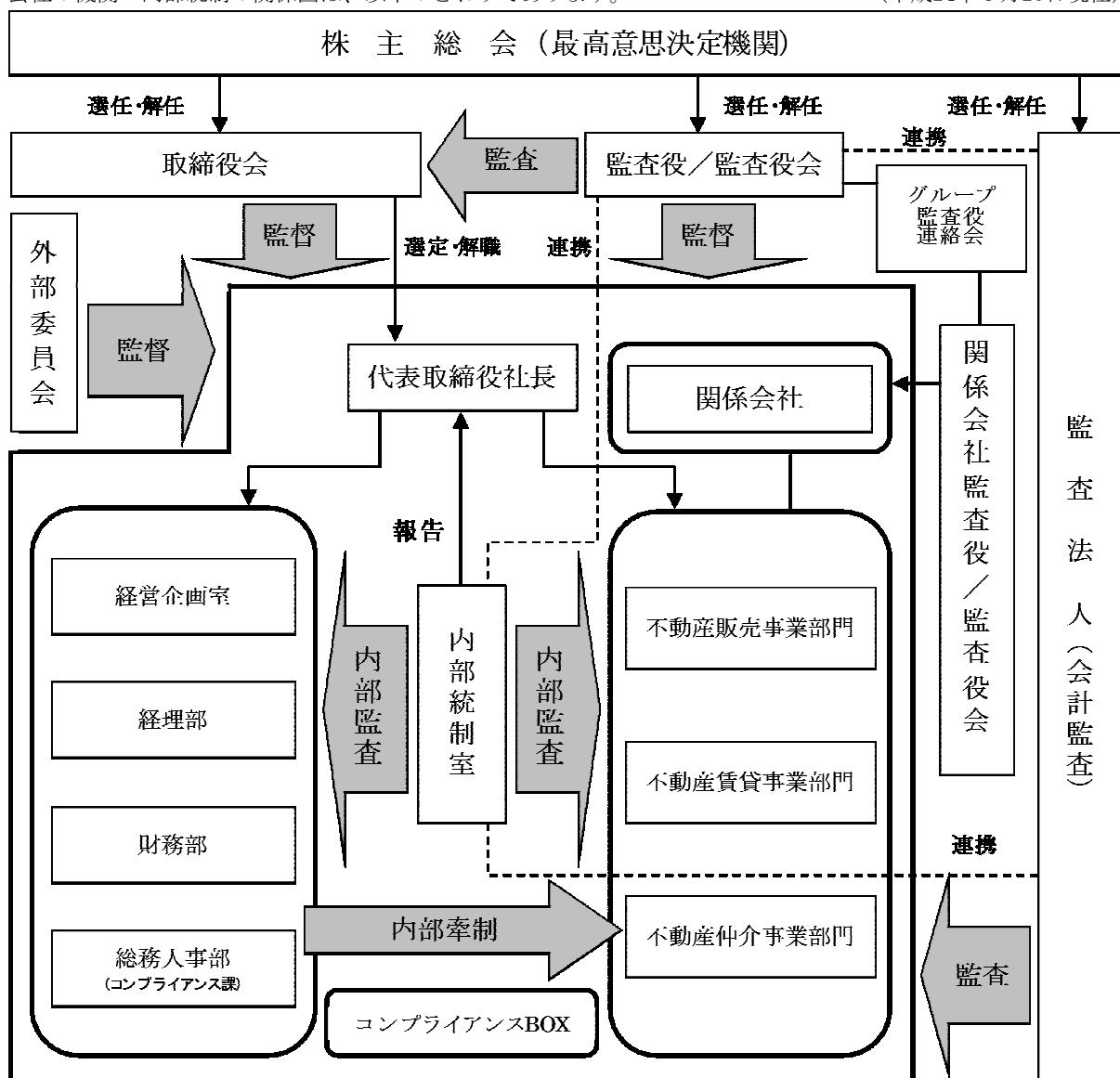
経営に関する重要事項、全社あるいは各部門の経営課題等について、効率的かつ効果的な業務運営を行うために、部長以上により構成される部長会議において議論・検討・共有しており、原則として月2回開催しております。

さらに、当社の主力事業である不動産販売事業においては、担当役員等により構成される事業用地仕入検討会議、建築プラン検討会議、販売戦略等を検討する販売戦略会議の各会議において、プロジェクト毎に詳細な検討・審議を行うこととしており、原則として週1回開催しております。

なお、当社は、本事業再生計画の確実な遂行が最重要と認識しており、計画の遂行状況に関して中立的な立場である弁護士及び公認会計士の外部専門家を構成委員とした外部委員会を設置いたしております。外部委員会に対しては、本事業再生計画の履行状況につき定期的に報告を行い、外部委員各位より適宜適切にご指導をいただきながら本事業再生計画の遂行状況の全般にわたり監督いただいております。

- ② 会社の機関・内部統制の関係図は、以下のとおりであります。

(平成24年6月28日現在)



※ 取締役 6 名のうち社外取締役が 2 名、監査役 3 名のうち社外監査役が 2 名で構成されており、社外役員に期待される、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能が十分期待できる体制となっております。またグループ各社との間でグループ監査役連絡会を設置しており、グループ経営の監視機能につきましても十分に機能する体制が整っていると考えております。

- ### ③ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムとして代表取締役社長直轄に内部統制室を設け、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法律・法令の遵守状況等について内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言・勧告等を行っております。

また当社は、経営企画室及び総務人事部（コンプライアンス課）などを中心として、業務に関するリスクを管理し、適宜内部統制室の助言・勧告等を勘案し、内容の検討を行い、必要に応じて規程等の改訂・整備を進めるとともに、全従業員への徹底を図り、経営基盤の強化に努めています。

さらに、商品・サービスについては、お客様からの様々なご意見やご要望をフリーダイヤルやメールを通じてコスモスホットライン（お客様相談窓口）に集約し、いただいたご要望等をもとに、解決に向けて速やかに関係部署との連携を図り、商品・サービスの品質向上とともに、お客様満足の向上を図るべく運用に努めています。

④ 会社の内部統制の充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社は、当社グループとしての「コスモスイニシアグループ行動憲章」を制定し、各部門へのコンプライアンス担当者並びにコンプライアンスBOX（コンプライアンス相談窓口）の設置を行い、コンプライアンスの強化・徹底を図っております。

また、内部統制室にて、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」の体制整備を含め、グループ全体における内部統制システムの構築、維持、強化に向け具体的な助言をし、経営の健全性、透明性、効率性の向上という観点から、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄の内部統制室（3名体制）を設置しており、内部監査計画を策定し、その計画に基づき、各部門並びに各関係会社における業務全般に関し、手続きの妥当性や法律・法令の遵守状況等について内部監査を実施し、業務改善に向けた具体的な助言・勧告等を行い、内部統制の有効性の向上に努めています。

また、監査役は、内部統制室及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受けるとともに情報交換を行うなど、相互の連携強化に努めています。

なお、監査役久賀光興氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

⑥ 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査については、新日本有限責任監査法人を選任し、監査及び四半期レビュー契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

当事業年度における当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

[業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数]

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	坂田 純孝	—
	水野 友裕	
	下田 琢磨	

(注) 継続監査年数が7年以内の社員については、年数の記載を省略しております。

[監査業務に係る補助者の構成]

公認会計士21名・その他3名

[責任限定契約の内容の概要]

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

⑦ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役幸田昌則氏、社外監査役久賀光興氏及び社外監査役坂東規子氏は、当社の株式を所有しており、所有株式数については、「5. 役員の状況」に記載のとおりであります。また、当社又は連結子会社と関連当事者との取引については、関連当事者情報に記載のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役と当社の間には、その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

社外取締役幸田昌則氏は、不動産業の経営コンサルティング等を主とする法人の代表取締役を現任されており、幅広い経験と見識等を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外取締役小林三郎氏は、本田技研工業株式会社において経営企画業務に関与されるなど豊富な経験を有し、中央大学大学院経営戦略研究科等において教鞭をとられるなど、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただけると判断しております。

社外監査役久賀光興氏は、公認会計士及び税理士として会計の専門的知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査いただけると判断しております。

社外監査役坂東規子氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、法律的見地から重要事項についての助言をいただけると判断しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の他の会社との兼任状況については下記のとおりであります。

[他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係]

区分	氏名	会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	幸田 昌則	株式会社ネットワークハチジュウハチ	代表取締役社長	当社との特別な関係はありません。

[他の会社の社外役員の兼任状況]

社外取締役幸田昌則氏は、株式会社スペースデザインの社外取締役であります。また、社外監査役久賀光興氏は、大和ライフネクスト株式会社の社外監査役であります。

[責任限定契約の内容の概要]

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理の強化を図ることが経営の重要な課題と認識し、様々なリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的に、リスク管理規程を定め、業務にかかる全てのリスクを適切に管理・統制することにより、適正な事業運営を行い、経営の安定的成長及び経営資源の保全を図るなど、リスク管理体制の整備を進めております。

(3) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は下記のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役（社外取締役除く。）	60	60	—	4
監査役（社外監査役除く。）	13	13	—	1
社外役員	18	18	—	5

- (注) 1. 平成24年3月31日現在の役員数は取締役（社外取締役除く。）4名、監査役（社外監査役除く。）1名、社外役員4名であります。上記の員数と相違しておりますのは、退任した社外役員1名を含んでいます。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第37期定時株主総会において、年額5億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただきました。
3. 取締役の報酬については、取締役の役位、当期の業績及び業績に対する各人の貢献度などを勘案して、株主総会にて決議された総額の範囲内にて決定いたしております。

(4) 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

(6) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めています。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

(7) 社外監査役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、社外監査役が期待される役割を十分に發揮できるようにすることを目的とするものであります。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 第1種優先株式及び劣後株式について議決権を有しないこととしている理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(11) 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

4銘柄 125百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的特定投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	48	—	46	—
連結子会社	—	3	—	3
計	48	3	46	3

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty. Ltd. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young Australiaに対して、監査証明業務に基づく報酬 6 百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty. Ltd. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young Australiaに対して、監査証明業務に基づく報酬 6 百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数等を勘案したうえで、取締役会が監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,860	8,437
受取手形及び売掛金	3,759	2,594
販売用不動産	※1 4,455	※1 3,892
仕掛販売用不動産	※1 26,460	※1 22,514
その他のたな卸資産	294	289
繰延税金資産	7	25
その他	※1 6,043	※1 6,365
貸倒引当金	△21	△15
流動資産合計	57,860	44,104
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	297	332
減価償却累計額	△245	△203
建物及び構築物（純額）	52	128
その他	911	881
減価償却累計額	△534	△549
その他（純額）	377	332
有形固定資産合計	429	460
無形固定資産	235	273
投資その他の資産		
長期貸付金	8,952	8,114
繰延税金資産	10	21
差入保証金	5,811	4,652
その他	※3 636	※3 845
貸倒引当金	△66	△96
投資その他の資産合計	15,345	13,537
固定資産合計	16,010	14,271
資産合計	73,870	58,375

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,715	4,660
短期借入金	※2 710	※2 574
1年内返済予定の長期借入金	※2 13,231	※2 8,278
未払金	4,216	6,159
未払法人税等	18	53
預り金	5,419	7,662
賞与引当金	130	208
その他	3,895	3,789
流動負債合計	34,337	31,385
固定負債		
長期借入金	※2 16,474	※2 4,695
事業再生損失引当金	5,974	4,943
その他	3,098	2,925
固定負債合計	25,547	12,564
負債合計	59,884	43,950
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	6,630	5,985
利益剰余金	3,980	5,315
自己株式	△0	△0
株主資本合計	15,611	16,300
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	△1,626	△1,874
その他の包括利益累計額合計	△1,625	△1,874
純資産合計	13,985	14,425
負債純資産合計	73,870	58,375

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	101,414	80,200
売上原価	※2 85,553	65,483
売上総利益	15,861	14,717
販売費及び一般管理費	※1 14,451	※1 12,864
営業利益	1,410	1,852
営業外収益		
受取利息	2	16
為替差益	—	61
設備賃貸料	72	56
その他	81	40
営業外収益合計	157	175
営業外費用		
支払利息	778	498
資金調達費用	85	96
その他	2	34
営業外費用合計	866	629
経常利益	701	1,398
特別利益		
投資有価証券売却益	16	10
その他	0	—
特別利益合計	16	10
特別損失		
固定資産除却損	33	12
減損損失	※3 172	—
本社移転費用	—	33
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	238	—
その他	5	1
特別損失合計	449	47
税金等調整前当期純利益	269	1,361
法人税、住民税及び事業税	19	55
法人税等調整額	15	△29
法人税等合計	35	26
少数株主損益調整前当期純利益	234	1,334
当期純利益	234	1,334

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	234	1,334
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9	0
為替換算調整勘定	41	△248
その他の包括利益合計	32	※1 △248
包括利益	266	1,085
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	266	1,085

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,000	5,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,000	5,000
資本剰余金		
当期首残高	44,874	6,630
当期変動額		
剩余金の配当	△292	△645
資本剰余金から利益剰余金への振替	△37,950	—
当期変動額合計	△38,243	△645
当期末残高	6,630	5,985
利益剰余金		
当期首残高	△34,204	3,980
当期変動額		
当期純利益	234	1,334
資本剰余金から利益剰余金への振替	37,950	—
当期変動額合計	38,184	1,334
当期末残高	3,980	5,315
自己株式		
当期首残高	△0	△0
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	△0	△0
株主資本合計		
当期首残高	15,670	15,611
当期変動額		
剩余金の配当	△292	△645
当期純利益	234	1,334
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	△58	688
当期末残高	15,611	16,300

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	9	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	0
当期変動額合計	△9	0
当期末残高	0	0
為替換算調整勘定		
当期首残高	△1,667	△1,626
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	41	△248
当期変動額合計	41	△248
当期末残高	△1,626	△1,874
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,658	△1,625
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32	△248
当期変動額合計	32	△248
当期末残高	△1,625	△1,874
少数株主持分		
当期首残高	0	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	—
当期変動額合計	△0	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
当期首残高	14,011	13,985
当期変動額		
剩余金の配当	△292	△645
当期純利益	234	1,334
自己株式の取得	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32	△248
当期変動額合計	△26	440
当期末残高	13,985	14,425

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	269	1,361
減価償却費	260	224
減損損失	172	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△79	24
賞与引当金の増減額（△は減少）	△64	81
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	238	—
事業再生損失引当金の増減額（△は減少）	△87	△127
投資有価証券売却損益（△は益）	△16	△10
受取利息及び受取配当金	△16	△25
支払利息	778	498
売上債権の増減額（△は増加）	△2,023	1,085
たな卸資産の増減額（△は増加）	26,183	4,509
差入保証金の増減額（△は増加）	△213	1,158
仕入債務の増減額（△は減少）	△8,935	△2,054
預り金の増減額（△は減少）	4,776	2,248
その他	△1,636	640
小計	19,606	9,614
利息及び配当金の受取額	16	26
利息の支払額	△755	△480
法人税等の支払額	△10	△29
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,856	9,130
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△177	△101
投資有価証券の売却による収入	326	259
貸付けによる支出	△56	△580
貸付金の回収による収入	55	585
その他	△62	△138
投資活動によるキャッシュ・フロー	85	24
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	710	△136
長期借入れによる収入	1,859	6,628
長期借入金の返済による支出	△30,776	△23,360
配当金の支払額	△293	△645
その他	△5	△68
財務活動によるキャッシュ・フロー	△28,506	△17,581
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	4
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,563	△8,422
現金及び現金同等物の期首残高	26,423	16,860
現金及び現金同等物の期末残高	※1 16,860	※1 8,437

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6 社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、平成23年8月26日付で、KBRV Resort Operations Pty. Ltd. が KBRV Services Pty. Ltd. の全株式を取得したため、当連結会計年度から同社を連結子会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社 なし

(2) 持分法を適用していない関連会社（株式会社ラムザ都市開発）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたり、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。以上を除いた連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 貸貸用有形固定資産

定額法

② 上記以外の有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

③ 自社利用のソフトウェア

主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

④ 上記以外の無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

⑤ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、実際支払い額を見積り当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 事業再生損失引当金

当社及び当社連結子会社の事業再生に係る損失に備えるため、追加負担見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準

(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

- ・その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産負債及び費用収益は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「資金調達費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた87百万円は、「資金調達費用」85百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「差入保証金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1,849百万円は、「差入保証金の増減額」△213百万円、「その他」△1,636百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1. 担保付資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
販売用不動産	3,221百万円	1,896百万円
仕掛販売用不動産	15,034百万円	6,567百万円
流動資産その他	72百万円	24百万円
計	18,329百万円	8,487百万円

当連結会計年度については、上記のほかに、CA Finans Pty Ltd による Daiwa House Australia Pty Ltd からの借入に対して、Cosmos Australia Pty. Ltd. 及びその子会社4社の総財産(5,844百万円)を担保に供しております。

※2. 上記※1に対する担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	710百万円	574百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,826百万円	1,012百万円
長期借入金	15,571百万円	4,695百万円
計	24,107百万円	6,281百万円

※3. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	9百万円	9百万円

4. 保証債務

次の顧客等について、金融機関からの借入等に対し保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
住宅ローン利用顧客	1,989百万円	1,303百万円
Kingfisher Bay Resort Village Pty Ltd	504百万円 (6百万豪ドル)	一百万円
株式会社セーキ	一百万円	601百万円
計	2,493百万円	1,904百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売促進費	4,369百万円	3,602百万円
人件費	3,895百万円	3,607百万円
賞与引当金繰入額	49百万円	114百万円
退職給付費用	51百万円	50百万円

※2. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価に含まれているたな卸資産評価損	3,833百万円	一百万円

※3. 減損損失

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京都千代田区	事業用資産	建物及び構築物、その他

当社及び連結子会社1社は、平成24年3月期に本社を移転する予定であることに伴い、移転後に利用見込みのない固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(172百万円)として計上しております。その内訳は、当社161百万円及び連結子会社11百万円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は移転までの減価償却費相当額として算定しております。

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金 :

当期発生額	0百万円
組替調整額	一百万円
税効果調整前	0百万円
税効果額	△0百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円

為替換算調整勘定 :

当期発生額	△248百万円
その他の包括利益合計	△248百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,978,225	1,174,063	—	9,152,288
第1種優先株式	31,500,000	—	—	31,500,000
劣後株式	20,000	—	5,528	14,472
合計	39,498,225	1,174,063	5,528	40,666,760
自己株式				
普通株式	619	684	—	1,303
劣後株式	—	5,528	5,528	—
合計	619	6,212	5,528	1,303

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,174,063株は、劣後株式の一部を取得するとの引換に普通株式を交付したことによる増加であります。
2. 劣後株式の発行済株式総数の減少5,528株は、消却による減少5,528株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加684株は、単元未満株式の買取による増加684株であります。
4. 劣後株式の自己株式の株式数の増減は、普通株式との引換に伴う取得による増加5,528株、消却による減少5,528株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	39,800	—	37,100	2,700	—
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	39,200	—	37,100	2,100	—
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	38,900	—	37,300	1,600	—
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	246,200	—	19,100	227,100	—
合計		—	364,100	—	130,600	233,500	—

- (注) 1. 第3回新株予約権の減少37,100株は、失効による減少37,100株であります。
2. 第4回新株予約権の減少37,100株は、失効による減少37,100株であります。
3. 第5回新株予約権の減少37,300株は、失効による減少37,300株であります。
4. 第6回新株予約権の減少19,100株は、失効による減少19,100株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	292	資本剰余金	9.30	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	645	資本剰余金	20.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,152,288	2,487,190	—	11,639,478
第1種優先株式	31,500,000	—	28,350,000	3,150,000
劣後株式	14,472	—	8,817	5,655
合計	40,666,760	2,487,190	28,358,817	14,795,133
自己株式				
普通株式	1,303	389	—	1,692
劣後株式	—	8,817	8,817	—
合計	1,303	9,206	8,817	1,692

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,487,190株は、劣後株式の一部を取得するのと引換えに普通株式を交付したことによる増加であります。
2. 第1種優先株式の減少28,350,000株は、平成23年8月1日付で第1種優先株式10株を1株に併合したことによるものであります。
3. 劣後株式の発行済株式総数の減少8,817株は、消却による減少8,817株であります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加389株は、単元未満株式の買取による増加389株であります。
5. 劣後株式の自己株式の株式数の増減は、普通株式との引換えに伴う取得による増加8,817株、消却による減少8,817株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,700	—	—	2,700	—
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,100	—	—	2,100	—
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	1,600	—	—	1,600	—
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	227,100	—	6,600	220,500	—
合計		—	233,500	—	6,600	226,900	—

(注) 第6回新株予約権の減少6,600株は、失効による減少6,600株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	645	資本剰余金	20.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	第1種優先株式	614	利益剰余金	195.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	16,860百万円	8,437百万円
現金及び現金同等物計	16,860百万円	8,437百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、当社にて利用する事務機器（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	2,891	2,491
1年超	10,204	9,428
合計	13,096	11,920

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性を重視し、短期的な預金等に限定しており、資金調達については主に銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、事業に係る資産及び負債に関する金利及び為替の変動等のリスクヘッジを目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

貸付金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。また、海外事業に関する長期貸付金については、為替の変動リスクにさらされております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業用地の取得資金及び建築費の支払いに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権、貸付金及び差入保証金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当該時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めておりません。

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16,860	16,860	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,759	3,759	—
(3) 長期貸付金	8,952		
事業再生損失引当金 ※	△5,842		
	3,109	3,005	△104
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	23,730	23,626	△104
(1) 支払手形及び買掛金	6,715	6,715	—
(2) 短期借入金	710	710	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	13,231	13,231	—
(4) 長期借入金	16,474	14,945	△1,528
負債計	37,130	35,602	△1,528

※海外事業に関する長期貸付金については、当社グループは海外事業から撤退する方針であることから、事業撤退に係る損失に備えるための事業再生損失引当金を計上しているため、これを控除しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,437	8,437	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,594	2,594	—
(3) 長期貸付金	8,114		
事業再生損失引当金 ※	△4,943		
	3,171	3,169	△1
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	14,204	14,202	△1
(1) 支払手形及び買掛金	4,660	4,660	—
(2) 短期借入金	574	574	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	8,278	8,278	—
(4) 長期借入金	4,695	4,448	△246
負債計	18,207	17,961	△246

※海外事業に関する長期貸付金については、当社グループは海外事業から撤退する方針であることから、事業撤退に係る損失に備えるための事業再生損失引当金を計上しているため、これを控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(負債)

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
差入保証金 ※1	5,811	4,652
非上場株式等 ※2	392	144

※1. 貸借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※2. 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	16,860	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,759	—	—	—	—	—
長期貸付金	—	—	—	—	—	8,952
合計	20,619	—	—	—	—	8,952

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	8,437	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,594	—	—	—	—	—
長期貸付金	—	—	8,114	—	—	—
合計	11,031	—	8,114	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成23年3月31日）

1. その他有価証券

種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1	1	0
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	1	1	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1	1	0

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額383百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	25	15	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	300	0	—
合計	326	16	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%下落した場合には、回復の可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

1. その他有価証券

種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1	1	0
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	1	1	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1	1	0

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額135百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	259	10	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	259	10	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%下落した場合には、回復の可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額（百万円）	金額（百万円）
(1) その他	66	60
退職給付費用	66	60

(注) その他については、確定拠出年金への掛金拠出額及び退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額
であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の従業員 537名
ストック・オプションの数（注）2	普通株式 39,800株	普通株式 39,800株	普通株式 40,500株	普通株式 295,900株
付与日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日
権利確定条件	①平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	①平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。	①平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。	①新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月28日

(注) 1. 平成17年7月25日開催の取締役会決議における付与対象者の区分及び人数を記載しております。

2. ストック・オプションの数は株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	39,800	39,200	38,900	246,200
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	37,100	37,100	37,300	19,100
未行使残	2,700	2,100	1,600	227,100

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	3,317.2	3,317.2	3,317.2	3,317.2
行使時平均株価（円）	—	—	—	—

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、付与日における公正な評価単価については記載しておりません。
2. 平成22年5月1日に劣後株式の当初取得価額が決定したことに伴い、権利行使価格が調整されております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の従業員 537名
ストック・オプションの数（注）2	普通株式 39,800株	普通株式 39,800株	普通株式 40,500株	普通株式 295,900株
付与日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日
権利確定条件	①平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	①平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。	①平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。	①新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 ②各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月28日

(注) 1. 平成17年7月25日開催の取締役会決議における付与対象者の区分及び人数を記載しております。

2. ストック・オプションの数は株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	2,700	2,100	1,600	227,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	6,600
未行使残	2,700	2,100	1,600	220,500

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	3,317.2	3,317.2	3,317.2	3,317.2
行使時平均株価（円）	—	—	—	—

(注)会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、付与日における公正な評価単価については記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
税務上の繰越欠損金	44,930	45,884
貸倒引当金損金算入限度超過額	28	36
賞与引当金否認額	24	53
販売用不動産評価損否認	11,663	3,480
減損損失	842	703
事業再生損失否認	53	—
その他	3,294	2,778
繰延税金資産小計	60,838	52,936
評価性引当額	△60,800	△52,876
繰延税金資産合計	37	59
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
海外子会社前払費用	△15	△8
その他	△3	△3
繰延税金負債合計	△19	△12
繰延税金資産の純額	18	47

なお、繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(百万円)	(百万円)
流動資産－繰延税金資産	7	25
固定資産－繰延税金資産	10	21
固定負債－その他	△0	△0

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	40.7	40.7
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.6	2.7
受取配当金等永久に益金参入されない項目	—	△0.8
評価性引当額	△47.3	△42.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	△0.3
住民税均等割	5.0	0.7
その他	2.1	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1	1.9

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部の改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は3百万円減少し、法人税等調整額は3百万円増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（平成23年3月31日）

当社及び国内連結子会社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を入居から5年と見積っております。

なお、当連結会計年度の期首において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は324百万円であります。また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

当社及び連結子会社1社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、前連結会計年度の期首において見積もっていた使用見込期間5年は、当連結会計年度に当社及び連結子会社の本社移転に伴い、使用見込期間を7年から15年に変更しました。

当連結会計年度末における金額は、期首時点において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額303百万円に、新たな賃貸借契約の締結に伴う増加額56百万円及び賃貸借契約の解約等に伴う減少額307百万円を調整した51百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社をはじめとする事業会社によって構成されており、各事業会社は、取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業展開を行っております。

したがって、当社グループは、各事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「不動産販売事業」「不動産賃貸事業」「不動産仲介事業」「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不動産販売事業」は、新築マンション及び戸建住宅分譲並びに新築マンションの販売代理等を行っております。

「不動産賃貸事業」は、マンション及びオフィスビルなどの転貸（サブリース）等を行っております。「不動産仲介事業」は、買い替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、事業用等の土地・建物の仲介等を行っております。「その他事業」は、子会社におけるオフィス改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、オーストラリアにおいてホテル・リゾート運営等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産仲介事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	78,771	13,345	765	8,533	101,414
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	114	—	1,025	1,140
計	78,771	13,459	765	9,558	102,554
セグメント利益	3,085	244	73	149	3,552
セグメント資産	39,303	3,772	109	13,711	56,896
その他の項目					
減価償却費	50	5	31	96	184
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	110	62	19	57	249

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

売上高	
報告セグメント計	102,554
セグメント間取引消去	△1,140
連結財務諸表の売上高	101,414

(単位：百万円)

利益	
報告セグメント計	3,552
セグメント間取引消去	1
全社費用（注）	△2,143
連結財務諸表の営業利益	1,410

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	56,896
セグメント間取引消去	△460
全社資産（注）	17,434
連結財務諸表の資産合計	73,870

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント	調整額（注）	連結財務諸表計上額
減価償却費	184	73	257
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	249	69	318

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での本社等に係る設備投資額であります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社をはじめとする事業会社によって構成されており、各事業会社は、取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業展開を行っております。

したがって、当社グループは、各事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「不動産販売事業」「不動産賃貸事業」「不動産仲介事業」「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不動産販売事業」は、新築マンション、タウンハウス及び戸建住宅販売並びに新築マンションの販売代理等を行っております。「不動産賃貸事業」は、マンション及びオフィスビルなどの転貸（サブリース）等を行っております。「不動産仲介事業」は、買い替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、事業用等の土地・建物の仲介並びに不動産に関するコンサルティング等を行っております。「その他事業」は、子会社におけるオフィス移転改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、住宅及びオフィスビルなどのリフォーム・コーディネート、オーストラリアにおいてホテル・リゾート運営等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産仲介事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	56,163	13,098	694	10,244	80,200
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	76	—	958	1,035
計	56,163	13,175	694	11,202	81,235
セグメント利益又はセグメント損失 (△)	3,519	79	△55	146	3,688
セグメント資産	34,652	3,315	145	13,281	51,395
その他の項目					
減価償却費	67	15	15	89	187
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	57	73	19	82	232

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	
報告セグメント計	81,235
セグメント間取引消去	△1,035
連結財務諸表の売上高	80,200

(単位：百万円)

利益	
報告セグメント計	3,688
セグメント間取引消去	△41
全社費用 (注)	△1,795
連結財務諸表の営業利益	1,852

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	51,395
セグメント間取引消去	△455
全社資産 (注)	7,435
連結財務諸表の資産合計	58,375

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント	調整額 (注)	連結財務諸表計上額
減価償却費	187	33	221
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	232	29	261

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での本社等に係る設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に同様の情報を記載しているため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高の金額は、連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	オーストラリア	合計
291	138	429

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に同様の情報を記載しているため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高の金額は、連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	オーストラリア	合計
287	173	460

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Hong Leong Ginza 特定目的会社	9,510	不動産販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産仲介事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	—	—	—	11	161	172

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近親者	坂東 司朗	(被所有) 直接 0.0	法律顧問	法律業務の委 託	14	未払金	8

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

日本弁護士連合会の「弁護士の報酬に関する規定」を参考に事業の内容等を勘案して決定しております。

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近親者	坂東 司朗	(被所有) 直接 0.0	法律顧問	法律業務の委 託	0	未払金	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

日本弁護士連合会の「弁護士の報酬に関する規定」を参考に事業の内容等を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	△2,063.58	△1,544.22
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	△49.01	71.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	7.74

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益(百万円)	234	1,334
普通株主に帰属しない金額(百万円)	645	614
(うち優先配当額(百万円))	(645)	(614)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△411	720
普通株式に係る期中平均株式数(株)	8,393,699	10,080,267
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整金額(百万円)	—	614
(うち優先配当額(百万円))	(—)	(614)
普通株式増加数(株)	—	162,372,909
(うち第1種優先株式(株))	(—)	(160,060,975)
(うち劣後株式(株))	(—)	(2,311,934)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権 第3回新株予約権 第4回新株予約権 第5回新株予約権 第6回新株予約権

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	13,985	14,425
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	32,869	32,397
（うち優先株式等（百万円））	(32,223)	(31,782)
（うち優先配当額（百万円））	(645)	(614)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	△18,883	△17,971
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	9,150,985	11,637,786

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	710	574	2.55	—
1年以内に返済予定の長期借入金	13,231	8,278	1.95	—
1年以内に返済予定のリース債務	42	57	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	16,474	4,695	5.68	平成25年～平成26年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	50	21	—	平成25年～平成29年
合計	30,508	13,626	—	—

(注) 1. 平均利率は期末の利率に基づいて算定しております。

- リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金（百万円）	2,475	2,219	—	—
リース債務（百万円）	17	2	0	0

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（百万円）	10,304	34,556	54,436	80,200
税金等調整前四半期純損失金額（△）又は税金等調整前当期純利益金額（百万円）	△1,687	△1,654	△252	1,361
四半期純損失金額（△）又は当期純利益金額（百万円）	△1,685	△1,674	△278	1,334
1株当たり四半期純損失金額（△）又は1株当たり当期純利益金額（円）	△194.84	△206.87	△75.56	71.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△194.84	△14.72	121.28	134.10

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,577	6,708
売掛金	1,656	751
販売用不動産	※1 4,468	※1 3,914
仕掛販売用不動産	※1 26,513	※1 22,580
前渡金	※1 2,417	※1 2,862
前払費用	374	207
差入保証金	1,203	1,588
未収入金	621	494
立替金	937	1,011
その他	141	93
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	53,912	40,213
固定資産		
有形固定資産		
建物	282	131
減価償却累計額	△242	△72
建物（純額）	40	59
工具、器具及び備品	370	279
減価償却累計額	△249	△197
工具、器具及び備品（純額）	121	82
リース資産	112	128
減価償却累計額	△2	△32
リース資産（純額）	110	95
有形固定資産合計	272	236
無形固定資産		
商標権	11	9
ソフトウエア	105	170
その他	38	38
無形固定資産合計	155	219
投資その他の資産		
投資有価証券	373	125
関係会社株式	3,446	2,468
長期前払費用	18	15
差入保証金	5,794	4,632
その他	145	194
貸倒引当金	△63	△96
投資その他の資産合計	9,714	7,340
固定資産合計	10,142	7,796
資産合計	64,055	48,009

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	5,722	3,777
短期借入金	※2 710	※2 574
1年内返済予定の長期借入金	※2 13,231	※2 8,278
リース債務	28	32
未払金	4,049	5,978
未払費用	101	87
未払法人税等	12	11
前受金	3,160	2,607
預り金	5,292	7,550
賞与引当金	38	38
不動産特定共同事業預り金	—	576
その他	374	297
流動負債合計	32,719	29,810
固定負債		
長期借入金	※2 16,474	※2 2,875
長期預り保証金	3,024	2,875
リース債務	32	7
事業再生損失引当金	132	—
固定負債合計	19,663	5,758
負債合計	52,382	35,568
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	29	93
その他資本剰余金	6,539	5,829
資本剰余金合計	6,568	5,923
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	104	1,517
利益剰余金合計	104	1,517
自己株式		
株主資本合計	11,672	12,440
純資産合計	11,672	12,440
負債純資産合計	64,055	48,009

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 至 平成22年4月1日 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成23年4月1日 平成24年3月31日)
売上高		
不動産売上高	77,821	54,922
不動産賃貸収入	13,271	12,999
不動産仲介収入	1,161	1,072
その他の売上高	※ ¹ 735	※ ¹ 1,042
売上高合計	92,988	70,037
売上原価		
不動産売上原価	※ ³ 67,731	45,942
不動産賃貸費用	12,598	12,473
その他の原価	164	70
売上原価合計	80,493	58,486
売上総利益	12,495	11,551
販売費及び一般管理費		
販売手数料	670	527
販売促進費	4,261	3,451
貸倒引当金繰入額	—	34
人件費	2,325	2,195
賞与引当金繰入額	32	33
退職給付費用	39	38
支払手数料	785	1,304
事務用消耗品費	138	158
租税公課	732	609
減価償却費	206	94
賃借料	1,129	591
その他	983	761
販売費及び一般管理費合計	11,304	9,798
営業利益	1,190	1,752
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	13	※ ² 35
為替差益	—	61
設備賃貸料	72	56
その他	53	16
営業外収益合計	142	173
営業外費用		
支払利息	738	440
資金調達費用	85	96
その他	2	33
営業外費用合計	826	571
経常利益	506	1,355
特別利益		
投資有価証券売却益	16	10
その他	0	—
特別利益合計	16	10

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	33	12
本社移転費用	—	19
減損損失	※4 174	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	—
その他	5	—
特別損失合計	438	32
税引前当期純利益	84	1,332
法人税、住民税及び事業税	△19	△80
法人税等合計	△19	△80
当期純利益	104	1,413

【売上原価明細書】

a. 不動産売上原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
土地代	33,107	48.9	23,269	50.7
工事代	33,086	48.8	21,694	47.2
労務費	1,013	1.5	651	1.4
経費	396	0.6	273	0.6
リニュアル販売用不動産	127	0.2	53	0.1
計	67,731	100.0	45,942	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

b. 不動産賃貸費用明細書

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
賃借料	11,060	87.8	11,034	88.5
保守修繕費	1,305	10.4	1,153	9.2
水道光熱費	172	1.4	173	1.4
減価償却費	1	0.0	0	0.0
その他	59	0.4	111	0.9
計	12,598	100.0	12,473	100.0

c. その他の原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経費	164	100.0	70	100.0
計	164	100.0	70	100.0

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 至 平成22年4月1日 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成23年4月1日 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,000	5,000
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	—	29
当期変動額	—	—
資本準備金の積立	29	64
当期変動額合計	29	64
当期末残高	29	93
その他資本剰余金		
当期首残高	44,812	6,539
当期変動額	—	—
資本準備金の積立	△29	△64
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△292	△645
資本剰余金から利益剰余金への振替	△37,950	—
当期変動額合計	△38,272	△710
当期末残高	6,539	5,829
資本剰余金合計		
当期首残高	44,812	6,568
当期変動額	—	—
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△292	△645
資本剰余金から利益剰余金への振替	△37,950	—
当期変動額合計	△38,243	△645
当期末残高	6,568	5,923
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△37,950	104
当期変動額	—	—
当期純利益	104	1,413
資本剰余金から利益剰余金への振替	37,950	—
当期変動額合計	38,054	1,413
当期末残高	104	1,517
利益剰余金合計		
当期首残高	△37,950	104
当期変動額	—	—
当期純利益	104	1,413
資本剰余金から利益剰余金への振替	37,950	—
当期変動額合計	38,054	1,413
当期末残高	104	1,517

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 至 平成22年4月1日 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成23年4月1日 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△0	△0
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	△0	△0
株主資本合計		
当期首残高	11,861	11,672
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△292	△645
当期純利益	104	1,413
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	△188	767
当期末残高	11,672	12,440
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	9	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	—
当期変動額合計	△9	—
当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計		
当期首残高	9	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	—
当期変動額合計	△9	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
当期首残高	11,871	11,672
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△292	△645
当期純利益	104	1,413
自己株式の取得	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	—
当期変動額合計	△198	767
当期末残高	11,672	12,440

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 賃貸用有形固定資産

定額法

(2) 上記以外の有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(3) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 上記以外の無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(5) 長期前払費用

期限内均等償却法

(6) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、実際支払い額を見積り当期負担額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた763百万円は、「未収入金」621百万円、「その他」141百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた67百万円は、「受取配当金」13百万円、「その他」53百万円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「資金調達費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた87百万円は、「資金調達費用」85百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1. 担保付資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
販売用不動産	3,221百万円	1,896百万円
仕掛販売用不動産	15,034百万円	6,567百万円
前渡金	72百万円	24百万円
計	18,329百万円	8,487百万円

※2. 上記※1に対する担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	710百万円	574百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,826百万円	1,012百万円
長期借入金	15,571百万円	2,875百万円
計	24,107百万円	4,462百万円

3. 保証債務

次の顧客等について、金融機関からの借入等に対し保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
Daiwa House Australia Pty Ltd	一百万円	1,819百万円
住宅ローン利用顧客	1,989百万円	1,303百万円
株式会社セーキ	一百万円	601百万円
計	1,989百万円	3,724百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の売上高の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
たな卸資産の一時的賃貸等	140百万円	82百万円
業務受託料	396百万円	725百万円
事務手数料	62百万円	52百万円
その他	135百万円	182百万円
計	735百万円	1,042百万円

※2. 関係会社との取引に係るものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
受取配当金	一百万円	27百万円

※3. 売上原価に含まれたな卸資産評価損は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価に含まれているたな卸資産評価損	3,833百万円	一百万円

※4. 減損損失

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京都千代田区	事業用資産	建物、工具、器具及び備品

当社は、平成24年3月期に本社を移転する予定であることに伴い、移転後に利用見込みのない固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（174百万円）として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は移転までの減価償却費相当額として算定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式	619	684	—	1,303
劣後株式	—	5,528	5,528	—
合計	619	6,212	5,528	1,303

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加684株は、単元未満株式の買取による増加684株であります。

2. 劣後株式の自己株式の株式数の増減は、取得請求権の行使により取得したことによる増加5,528株、消却による減少5,528株であります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式	1,303	389	—	1,692
劣後株式	—	8,817	8,817	—
合計	1,303	9,206	8,817	1,692

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加389株は、単元未満株式の買取による増加389株であります。

2. 劣後株式の自己株式の株式数の増減は、取得請求権の行使により取得したことによる増加8,817株、消却による減少8,817株であります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、当社にて利用する事務機器（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	2,891	2,491
1年超	10,204	9,428
合計	13,096	11,920

(有価証券関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式3,437百万円、関連会社株式9百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式2,459百万円、関連会社株式9百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
税務上の繰越欠損金	44,927	45,884
貸倒引当金損金算入限度超過額	25	34
賞与引当金否認額	15	14
販売用不動産評価損否認	11,663	3,480
減損損失	838	703
事業再生損失否認	53	—
その他	3,271	2,755
繰延税金資産小計	60,796	52,873
評価性引当額	△60,796	△52,873
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	40.7	40.7
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	33.1	2.1
受取配当金等永久に益金参入されない項目	—	△0.9
連結納税制度適用に伴う影響額	△37.9	△6.7
評価性引当額	△73.8	△41.9
住民税均等割	14.5	0.7
その他	△0.0	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△23.4	△6.0

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部の改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日以後に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。なお、この税率変更による影響額はございません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっています。

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を入居から5年と見積っております。

なお、当事業年度の期首時点において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は307百万円であります。また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっています。

なお、前事業年度の期首時点において見積もっていた使用見込期間5年は、当事業年度に当社の本社移転に伴い、使用見込期間を7年から15年に変更しました。

当事業年度末における金額は、期首時点において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額287百万円に、新たな賃貸借契約の締結に伴う増加額45百万円及び賃貸借契約の解約等に伴う減少額290百万円を調整した42百万円であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	△2,316.30	△1,714.82
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	△64.51	79.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	8.19

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益(百万円)	104	1,413
普通株主に帰属しない金額(百万円)	645	614
(うち優先配当額(百万円))	(645)	(614)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△541	798
普通株式に係る期中平均株式数(株)	8,393,699	10,080,267
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整金額(百万円)	—	614
(うち優先配当額(百万円))	(—)	(614)
普通株式増加数(株)	—	162,372,909
(うち第1種優先株式(株))	(—)	(160,060,975)
(うち劣後株式(株))	(—)	(2,311,934)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権 第3回新株予約権 第4回新株予約権 第5回新株予約権 第6回新株予約権

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	11,672	12,440
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	32,869	32,397
（うち優先株式等（百万円））	(32,223)	(31,782)
（うち優先配当額（百万円））	(645)	(614)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	△21,196	△19,956
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	9,150,985	11,637,786

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資 有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		大栄不動産株式会社	150,000	106
		不動産信用保証株式会社	1,500	15
		西日本住宅産業信用保証株式会社	300	3
		財形住宅金融株式会社	3	0
計			151,803	125

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	131	72	15	59
工具、器具及び備品	—	—	—	279	197	54	82
リース資産	—	—	—	128	32	30	95
計	—	—	—	538	302	100	236
無形固定資産							
商標権	—	—	—	33	23	3	9
ソフトウェア	—	—	—	285	114	31	170
その他	—	—	—	38	—	—	38
計	—	—	—	357	138	34	219
長期前払費用	27	6	9	24	8	2	15

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	63	35	0	0	97
賞与引当金	38	38	38	—	38
事業再生損失引当金	132	—	132	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は、一般債権に対する洗替額0百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

(イ) 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	7
預金	
当座預金	5,078
普通預金	1,622
別段預金	0
計	6,700
合計	6,708

(ロ) 売掛金

a. 相手先別内訳

内訳	金額 (百万円)
株式会社長谷工コーポレーション	52
双日株式会社	38
三井不動産レジデンシャル株式会社	12
その他	647
計	751

(注) その他は全て不特定多数の一般顧客であり金額も僅少のため、個別の記載は省略しております。

b. 回収及び滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留日数 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{\{(A)+(D)\} \div 2}{(B)} \times 366$
1,656	71,512	72,418	751	99.0	6.2

(注) 上記売掛金の金額には消費税等が含まれております。

(ハ) 販売用不動産

内訳	金額 (百万円)
新築マンション	2,980
戸建住宅	750
その他	184
計	3,914

(注) 地域別明細は次のとおりであります。なお、下記の金額は土地・建物の合計であり、面積に建物は含まれていません。

地域別内訳

内訳	土地面積 (m ²)	金額 (百万円)
東京都	2,768	2,700
埼玉県	378	443
神奈川県	720	250
その他	1,100	520
計	4,967	3,914

(二) 仕掛販売用不動産

内訳	金額 (百万円)
新築マンション	18,490
戸建住宅	4,086
その他	3
計	22,580

(注) 地域別明細は次のとおりであります。なお、下記の金額は土地・建物の合計であり、面積に建物は含まれておりません。

地域別内訳

内訳	土地面積 (m ²)	金額 (百万円)
東京都	30,081	17,155
埼玉県	6,372	2,149
神奈川県	6,204	1,880
その他	7,706	1,395
計	50,363	22,580

(ホ) 前渡金

内訳	金額 (百万円)
新築マンション	2,131
戸建住宅	112
その他	618
計	2,862

(注) 地域別明細は次のとおりであります。なお、下記の金額は土地・建物の合計であり、面積に建物は含まれておりません。

地域別内訳

内訳	土地面積 (m ²)	金額 (百万円)
東京都	8,872	914
埼玉県	54,702	1,384
その他	18,303	563
計	81,877	2,862

② 固定資産

(イ) 関係会社株式

相手先	金額（百万円）
Cosmos Australia Pty. Ltd.	2,369
株式会社コスモスモア	90
株式会社ラムザ都市開発	9
計	2,468

(ロ) 差入保証金

相手先	金額（百万円）
株式会社ナナクボ	446
株式会社フロントン	283
オリックス不動産株式会社	229
その他	3,673
計	4,632

③ 流動負債

(イ) 支払手形

a. 相手先別内訳

内訳	金額（百万円）
株式会社淺沼組	1,103
大豊建設株式会社	772
大和小田急建設株式会社	755
新三平建設株式会社	405
川口土木建築工業株式会社	274
その他	465
計	3,777

b. 期日別内訳

決済期日	金額（百万円）
平成24年 4月	1,609
5月	468
6月	1,568
7月	132
計	3,777

(ロ) 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（百万円）
三菱UFJリース株式会社	971
株式会社みずほコーポレート銀行	889
株式会社三菱東京UFJ銀行	728
その他	5,688
計	8,278

(ハ) 未払金

相手先	金額（百万円）
大和ハウス工業株式会社	1,568
川口土木建築工業株式会社	524
日本道路株式会社	500
その他	3,384
計	5,978

(二) 前受金

相手先	金額（百万円）
阪急不動産株式会社	30
大和ハウス工業株式会社	28
京浜急行電鉄株式会社	25
その他	2,523
計	2,607

(ホ) 預り金

相手先	金額（百万円）
ライト工業株式会社	1,500
伊藤忠商事株式会社	1,452
大和小田急建設株式会社	1,300
その他	3,297
計	7,550

④ 固定負債

(イ) 長期借入金

相手先	金額（百万円）
東光商事株式会社	750
株式会社八千代銀行	640
オリックス株式会社	500
その他	985
計	2,875

(ロ) 長期預り保証金

相手先	金額（百万円）
顧客	2,875
計	2,875

(注) 全て不特定多数の一般顧客であり金額も僅少のため、個別の記載は省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.cigr.co.jp/cosmosinfo/ir/ir_documents/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第42期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第43期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月9日関東財務局長に提出

（第43期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出

（第43期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

平成23年6月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

株式会社コスモスイニシア

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 田 純 孝	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 野 友 裕	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 田 琢 磨	印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コスマスイニシアの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社コスマスイニシアが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

株式会社コスモスイニシア

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 田 純 孝	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 野 友 裕	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 田 琢 磨	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシアの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【会社名】	株式会社コスモスイニシア
【英訳名】	COSMOS INITIA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 嘉幸
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目34番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社コスモスイニシア西日本支社 (大阪市北区中崎西二丁目4番12号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高木嘉幸は、当社の当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月28日

【会社名】 株式会社コスモスイニシア

【英訳名】 COSMOS INITIA Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高木 嘉幸

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目34番6号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社コスモスイニシア西日本支社
(大阪市北区中崎西二丁目4番12号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長高木嘉幸は、当社グループ(当社及び連結子会社)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をいたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していく、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」「売掛金」「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。なお、選定した重要な事業拠点における重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少であると判断した業務プロセスについては、評価対象とはしておりません。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成24年3月31日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。